

63.7

1988.7.15

建産連ニュース

第37号

社団
法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆卷頭言	1
◆建設業構造改善(中建審答申)及び推進事業概要	2
◆レイクタウン整備事業概要	4
◆「21世紀を展望したまちづくり」(その18)上尾市	6
◆都市再開発事業の基本理念	7
◆事業報告	
昭和63年度通常総会	11
◆会員団体昭和63年度事業計画	14
◆理事会・委員会報告	
広報委員会、都市再開発特別委員会、理事会	21
◆告知板	
建設連ニュース発行月の変更について	22
建設労働者確保対策…建設省	22
公共事業労務費調査結果(三省協定)	23
埼玉県建設工事暴力団対策措置要綱	24
昭和63年度埼玉県公共事業等施行計画	25
◆企画シリーズ・県内史跡名勝めぐり(1)	
「鎌倉街道」を探る	27
名刹「平林寺」	30
◆建産連だより	
会員団体の動静	31
◆全国建産連だより	34
◆連合会日誌	35
建設物価調査会案内(広告)	(5)

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大と共に伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならぬ。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の企業体质の合理化を図り、その強化改善に努める。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

近頃思うこと

斎藤 裕

私は、建設という仕事に携わるせいか、社会資本の整備ということに殊のほか関心がもたれます。経済大国日本（私はそう感じている）は、今や世界の超一等国の中間入りをしているが、さて、社会資本の整備はどうかということになると、欧米諸国に比べて大分見劣りがするようあります。それには、いろいろと原因がありましょうが、何んと申しても人口の過密と都市集中のなかで、土地所有の細分化と過大な価値観、さらにこれに伴う私権が過度と思われるまでに保護してきたというお国柄にあるように思われます。

外国の例を見ますと、宅地であると農地であるとを問わず、日本ほど細分化されているところは少ない。一例を挙げますとパリの近郊「ドゴール空港」大拡張の際、対象となった土地の所有者は何んと僅か三人であったといわれます。しかも、公共優先が徹底しており、用地取得は極めてスムーズに運んだともいわれます。日照権の問題も皆無に近いまで抵抗がないとも聞きます。国によっては公共優先の下に強権発動によっていとも簡単に事業が進められているところもあります。

日本の地価は世界の常識を超えて高いので、都市計画やインフラ整備を一層難しいものにしています。

政府は、最近、地下50mの私権を制限して自由に地下鉄等に利用することが出来るよう立法化を準備しているとのことですですが、遅きに失したとはいえ結構なことがあります。“一人の反対があっても公共工事は行わない”と言った知事がいた位でありますから、日本の風土の中では土地に対する私権の制限ということは大変難しいと思いますが、狭い国土に肩を寄せ合って暮らす以上は、その住環境を整備促進するためにはある程度許されてよいことのように思われます。

シンガポールの街並がその良い見本のように思います。理想的に描いた都市計画が強い政府の指導の下に実現しています。公共優先の下に若干の私権の見直しを敢て行わない限り、この狭いごちゃごちゃした日本の国土が整然と住みよい快適な環境に生まれ変わることは難しいことのように思います。

（筆者は埼玉建産連会長）

一中 建 審

「建設業構造改善」で答申

不良・不適格業者の排除等を謳う
行政側への注文付けも

中央建設業審議会（中建審）は5月27日の総会で「建設業の構造改善」について審議、越智建設大臣に答申した。現在の建設業は下請の重層等により複雑化している——などと指摘したうえで、活力と魅力ある産業にするため「不良、不適格者の排除や一企業だけで構造改善に取り組むのが困難な中小建設業者における業務提携、合併等を提言。さらに、元請、下請の責任施工体制の確立、的確な経営改善指導を行う経営アドバイザーの育成・活用、若年労働者確保に向けた業界全体の取り組み——等を求める一方、発注者等の在り方に言及、「効率的建設生産システムの形成には、元請、下請構造とともに発注者及び設計者の在り方が重要、特に公共工事における発注者の在り方は大きな影響を持つ」として、的確な予定価格の設定、指名審査の厳正化——をも求めている。（W）

建設業の構造改善は、構造改善専門委員会において61年5月から検討が重ねられ、このたびの答申となったもの。

答申は、①建設業を取り巻く環境②建設業の現状と課題③建設業構造の基本的方向④元請・下請構造の在り方⑤企業基盤の強化・活性化⑥発注者の在り方⑦建設業構造改善の実施体制——の7つの柱で構成され、このうち基本的方向では、現在の施工体制である総合工事業——専門工事業、元請——下請は今後とも存続するものとみられ、こうした生産システムの中から不良・不適格者を排除するとともに、発注者、設計者、元請・下請の間において効率な生産シス

ムの形成が必要だとしている。

特に、この中で問題となる元請・下請関係では、下請が分担する工事において直接施工だけでなく施工管理も行う「自主的施工管理体制」、元請における「総合的管理監督体制」など、責任施工体制の確立を提言している。さらに責任施工体制確保のために、元請は優良な下請を選定しつつ、下請の施工形態等を的確に把握し、下請管理を拡充する必要がある。また、元請・下請を問わず、技術者の配置を適正に行う必要がある。このため、下請の施工形態を記載した下請台帳（仮称）の元請に対する義務づけを行って、技術者配置の確保を講ずる必要があると

している。

施工責任範囲の明確化をも謳い、現状では不明確なものとなっており、契約、価格等をめぐるトラブルの基本的な原因となっている。このため、価格決定を行う上で基準ルール作りを行う必要があると指摘、そのためには標準施工要領書等の策定により明確にする必要がある。これには業界団体が中心となって、元請・下請間の基準、ルール等を協議する場を設け、元請・下請双方の合意による基準・ルール等については行政も支援を行い、その普及を図る必要がある——としている。

企業基盤の強化・活性化については、一企業だけで取り組むことが困難な中小建設業者の場合、業務提携、合併等の共同化が有効だとしたうえで、的確な経営の改善指導を行う「建設業経営アドバイザー（仮称）の育成・活用を図るべきだとしたうえ具体的に「経営管理能力の向上方策」として、建設業經理事務士等の普及・活用、経営管理業務のOA化及び、経営管理業務に携わる者に対する教育・研修に向けての適切な助成、また、情報ネットワークの構造等を通じて情報化に対応することも今後の重要な課題だとしている。

また、「生産工程の合理化、施工能力の向上方策」として、プレハブ化、ロボット化等の推進、技術開発を促進するための助成措置等で適切な支援を行うことも必要だとしている。さらに「若年労働者の確保」については、意欲と活力にあふれる若い労働者を確保することは、

建設業全体にとって極めて重要である。このためには、産業基盤の安定を図り、労働条件等の向上及び学卒者等を自ら雇用することを基本として、元請を含めて建設業全体で改善への取り組みを行うことが不可欠だとし、関係教育機関に対し建設業への入職促進を積極的に働きかけを行うべきだとしたうえ、行政側に対しても積極的な支援を行うべきだと指摘している。

発注者等の在り方——については、発注形態が建設需要の多様化に伴って発注者の総合的判断によって多様化しているが、効率的建設生産システムの形成には、元請・下請構造とともに発注者及び設計者のあり方も重要、特に公共工事における在り方は大きな影響を持っており、発注の平準化への配慮、効率的な建設生産システムの形成の観点から推進すべきである。また、的確な予定価格の設定、指名審査の厳正化、発注機関相互の連絡調整の強化等について十分徹底する必要がある。また、設計者の役割も、建設需要の多様化、高度化に伴い重要性が増していることからその選定には総合的検討を行うべきだとも指摘している。

最後に、建設業構造改善の実施体制——について触れ、建設業の構造改善は、個々の企業、業界団体が自覚をもって、積極的に自主的努力を行っていくことが基本だ——としたうえ行政側に対し、建設業構造の実態を総合的に調査し、諸方策を講じていく必要がある。そのため、現行の「元請・下請関係合理化指導要綱」を改訂し、本案（答申）の内容を盛り込み、指導体制

の強化を図る必要がある——と提言、さらに方策の実施へ向け体制づくりを進言、特に業界団体の果す役割が大きいことに鑑み、業界全体の在り方について検討していく必要がある。——と結んでいる。

建設業構造改善推進事業について

——建設省——

建設省は、建設業構造改善に関する中建審答申を確実なものとするため、このほど「建設業振興基金」内に「構造改善センター」（仮称）を設け、建設業構造改善推進事業を実施することになった。

財源は、当面、東日本、西日本及び北海道の3保証事業会社からの出捐による総額30億円の

「構造改善基金」を設け、その運用益をもって充てる。

建設業構造改善事業は、国と建設業界が協力して実施するものであるが、事業の実施に当たっては、建設省において、構造改善基金の運用益による事業と、建設業振興策による事業との間の調整を行うことになる。

実施する事業は、

- ①元請・下請構造改善事業
- ②経営基盤強化事業
- ③生産性向上等事業
- ④人材確保・養成事業
- ⑤その他構造改善事業

なお、具体的な内容は、下表のとおりである。

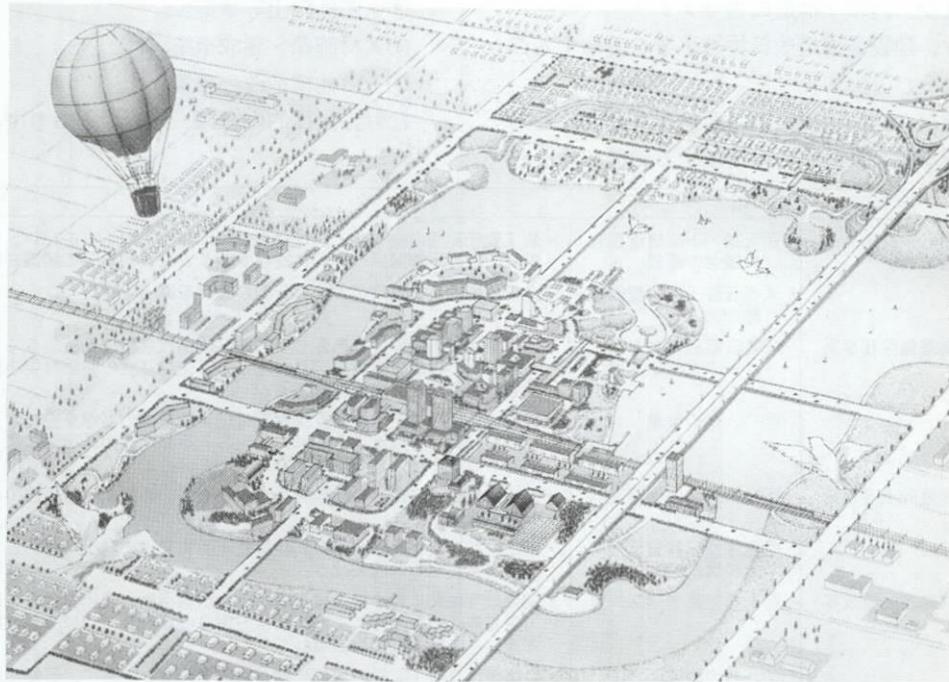
事業名	項目	
(1)元請・下請構造改善事業	①元請・下請構造改善協議会の運営 ②責任施工体制整備活動の助成	・施工責任範囲の統一化・標準化のためのルールづくりを行い、合理的な元請・下請関係の確保に寄与することを目的として組織される。 ・主任技術者・監理技術者の専任制の確保を図る。
(2)経営基盤強化事業	①建設業経営アドバイザーの育成・活用 ②O A化の推進	・建設業経営の特殊性を熟知し、的確な経営改善指導を行いうるアドバイザーの育成・活用を図り、主として企業基盤の脆弱な中小建設業者の経営改善努力を補完する。 ・操作の標準化やデータの互換性等に関する一定の基準を充たすシステムの開発等を行うとともに、インストラクターの派遣等によって経営管理等のO A化を推進する。
(3)生産性向上等事業	①技術開発の促進等 ②生産性・品質管理向上の奨励	・技術開発促進のための助成を行うとともに、新技術・新工法の活用を促進する。 ・工法の標準化等業界団体等が生産性・品質管理の向上を目的として行う事業に対し助成を行う。
(4)人材確保・養成事業	①若年労働者確保対策 ②人材の養成	・関係教育機関に対する入職促進活動や広報活動、若年労働者の研修・定着等への助成等により、若年労働者の建設業についての理解を促進し、入職の促進を図る。 ・企業が行うOJT等の研修に対し助成を行うとともに、研修施設等のハードウェアやマニュアル等のソフトウェアの整備を行う。
(5)その他		

レイクタウン整備事業の概要

水を治め、水を活かした都市開発を目指す

埼玉県

県は、内陸県が行う大規模住宅・宅地供給を目的としたレイクタウン整備事業（水辺都市構想）を新たに策定、その事業化を急ぐことになった。こうした構想による都市開発は米国の東部や南部の地域で先進実施され、いくつかの成功例はあるが、わが国では本県が初の試みで、建設省でも期待をもってバックアップの構えである。ここにその構想の一端を述べてみよう。（W）



内陸県の特性を生かす大規模開発

荒川・利根川の二大河川の狭間に広がる低平地には中小数々の河川があって、古来農耕、舟運等生活に密着し機能してきたが、戦後急速に進展した都市化現象によりそれらの河川は治水安全度が低下、あまつさえ沿川遊水機能を失った低平地は河川の氾濫、浸水を頻繁に受けるようになり、都心に接近した好位置にありながら計画的な都市開発がなされないまま、一部ではスプロール化が進み、残土や廃棄物の投棄の場と化し、環境の悪化はもとより、益々治水安全度の低下を招いている。こうした現状を解消し良好な土地開発を計画的に推進する手法として本県が全国に先駆け打ち出したのがここに述べるレークタウン構想である。

レークタウン構想の特質は、①低平地帯で遊水機能を持つ調節池を建設、その周辺地を治水安全度の高い良好な住宅、宅地化を図る②官・民共同事業により水辺を生かしたアメニティの高い新しいまちづくりを目指し、計画的に基盤整備された住宅・宅地の供給を行う——ことの二つ。

県は昨年の初めこの構想を打ち出し国に対し、次の施策を盛って予算化を要望した。

1. 地方公共団体、河川管理者、土地区画整理事業（予定）者等による総合整備計画の策定
2. 土地区画整理事業と連係した遊水池用地の確保
3. 遊水池掘削土及び他地域からの残土の計画的受け入れによる開発区域の高盛土化

4. 遊水池のレクリエーション利用、親水性の高い計画的都市整備——である。

これによって建設省は、昭和63年度予算に当面「都市河川治水緑地事業（国庫補助事業）」として予算化を図った。一方、県においても「水辺都市構想計画策定事業」（県費単独）名目で800万円を計上し、基本構想の策定を急ぐことにした。

目下の対象地は、中川・綾瀬川流域（越谷市及びその隣接地域300ha）及び新河岸川流域（富士見市地域80ha）の2箇所を目論んでいる。

この構想そのものは、これまで県河川課及び都市計画課、地元市、建設省河川局及び住宅局並びに住宅・都市整備公団の各関係者によって推進グループを構成し論議を重ねてきたものであるが、近く学識経験者を加えた検討委員会を設置し、構想から一步踏み込み、規模、内容から経済効果等を具体的に検討、また、地権者、地元市の考え方等、事業化へ向け行動を開始することになる。

この構想に基づく事業は、治水と都市開発をドッキングした新しい都市づくりで、まさに内陸県の特性を生かした画期的な事業となろう。

（図は完成予想）



4. 遊水池のレクリエーション利用、親水性の高い計画的都市整備——である。

これによって建設省は、昭和63年度予算に当面「都市河川治水緑地事業（国庫補助事業）」として予算化を図った。一方、県においても「水辺都市構想計画策定事業」（県費単独）名目で800万円を計上し、基本構想の策定を急ぐことにした。

目下の対象地は、中川・綾瀬川流域（越谷市及びその隣接地域300ha）及び新河岸川流域（富士見市地域80ha）の2箇所を目論んでいる。

この構想そのものは、これまで県河川課及び都市計画課、地元市、建設省河川局及び住宅局並びに住宅・都市整備公団の各関係者によって推進グループを構成し論議を重ねてきたものであるが、近く学識経験者を加えた検討委員会を設置し、構想から一步踏み込み、規模、内容から経済効果等を具体的に検討、また、地権者、地元市の考え方等、事業化へ向け行動を開始することになる。

この構想に基づく事業は、治水と都市開発をドッキングした新しい都市づくりで、まさに内陸県の特性を生かした画期的な事業となろう。

（図は完成予想）

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■毎月1日発行／B5判約700頁・定価3,200円(税別)

※年間予約購読料(臨時増刊等含)28,200円(税共)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■毎月10日発行／B5判約180頁・定価950円(税別)

※年間予約購読料 10,800円(税共)

専門図書

63年度版 建設省土木工事積算基準

B5判 660頁・定価 5,800円(送料
350円)

63年度版 土木工事積算基準マニュアル

B5判 860頁・定価 7,200円(送料
400円)

増補改訂
25版 建設工事標準歩掛

B5判 950頁・定価 8,900円(送料
400円)

63年度版 土木工事積算標準単価

B5判 480頁・定価 4,000円(送料
300円)

新刊 建設機械の管理と施工

B5判 440頁・定価 4,800円(送料
300円)

増補改訂版 造園修景工事の積算

B5判 380頁・定価 4,200円(送料
300円)

改訂版 下水道工事設計積算の実例解説

B5判 310頁・定価 3,500円(送料
300円)

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

本部

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)
電話 (03) 663-8761代 郵便振替 東京1-71833

財団法人 建設物価調査会

大阪事務所

〒532 大阪市淀川区宮原3丁目5番24号(第一生命ビル)
電話 (06) 399-2451代 郵便振替 大阪0-20569

魅力的な商・住街の形成へ



上尾市長 荒井松司

昭和63年は上尾市にとってさらに新しい都市整備の出発の年であります。人口25万人都市を目指し、特定行政庁になったのを始めとし、YOU And I プランの改訂で、新しいプロジェクトが次々に計画されています。

原市沼の広域公園計画や高崎線の新しい駅を中心とする整備計画は、本市の発展にとって、更に埼玉県の21世紀への飛躍に重要なものであると思われ是非とも実現にあたりましてご協力をよろしくお願ひいたします。

この紙面で紹介をするプロジェクトは、上尾の由来になっている旧上尾宿の活性化の試みであります。現在、この地区は人口が減少し、高齢者が比率的に高まっており、若い世帯が少なくなっています。これまで、市としては、昭和58年に再開発事業を完成させ、中山道沿道の上尾駅周辺においてショッピングモールを建設し魅力的な商店街の形成に努めています。

しかし、我が国の市街地に共通する中心市街地の衰退に対しては、各地で手探りで取り組みがなされているところですが、本市においても昭和54年頃から検討を重ね、このたび総合的な

まちづくりに着手しました。中心市街地を活性化するためには安定した人口が必要であり、また、そうしたまちづくりは、市だけで出来る分ではありませんので、民間企業、地元住民とともに歩むことが重要な点であると思われます。多少、細かな説明になるかと思われますが、紹介させていただきます。

官民の協力による総合的なまちづくりです。

中山道活性化を進めるリーディングプロジェクトとして住環境整備モデル事業を基本的な事業として仲町愛宕地区3.08haで実施しています。

この地区は南北方向に中山道が通り、間口の狭い奥行の深い短冊敷地が連なっており、南側に大きな建物が建つと北側の区域は日照を奪われてしまいます。短冊敷地の中ほどには接道のしていない住宅が多数あります。

住環境整備モデル事業は、県内では初めて適用される事業で、こうした住宅設備や環境条件の悪い古い住宅が集積し、道路や公園などの生活関連施設が不足している地区的改善を図ろうとする建設省の定める事業です。これにより、

事業主体である市は古い住宅の解消と、生活関連施設の整備を図り、事業によって住宅を失う世帯に住宅を供給する内容です。更に、やはり建設省で定めている民間の発意による共同建て替えに再開発事業並に援助をする優良再開発建築物整備促進事業を実施しています。（写真はサンプルH-2B）

以上の2つの事業を組み合わせることで共同建て替えをしようとする人は、古い住宅を市に買取除却してもらい、新しく建設する共同住宅



以上の2つの事業を組み合わせることで共同建て替えをしようとする人は、古い住宅を市に買取除去してもらい、新しく建設する共同住宅に対して約10%強の補助金を得ることができます。

こうした仕組みで地元に建て替えを勧めていますが、ねらいとしては地価を顕在化させないことと環境を悪化させない建設事業を考えております。

地価を反映しない環境を向上させる住宅建設を進めています。

この地区には長年借家借地人の方が多く住んでいます。高騰している地価をもとに家賃や地代を算出してしまうと、これまでの家賃などの10倍以上になってしまうことになります。それは、結果として住民の追い出しになってしまいます。

こうした隘路を克服するために、土地所有者の建て替えの動機と借家人などの抱えている不安を同時に解消することを考えました。土地所有者はすぐに金銭的に困る方は少なく、先祖からの土地をこれからも保全していくことが大きな関心事であることがわかりました。借家人などの人々は建て替えによって急激な家賃等の上昇が起らぬことが条件です。

地主は借金をして賃貸住宅を建てるにより、相続税対策ができ安定した収入を確保できます。借家人借地人は建て替えに協力して引き続き地区内に住めるようになります。

こうした建て替え事業を埼玉県住宅供給公社にお願いしなるべく安い借入金を用意していただき、更に管理についても行うように検討していただいている。

新しい都市の住まいを提案しています。

地区の人口を2倍にするように計画しています。このためには、良質な住宅を供給することにより、若い世帯が増え、高齢者や身体に不自由な方も一緒に住めるように考えています。ま

た、県当局には県内で初めての地域住宅賃貸住宅制度の導入を本市で検討していただいています。

上尾宿の復活は新しい町家、都市型住宅を供

給することであり、21世紀に向けての都市に住む提案であると考えており、今後とも関係者のご協力とご支援を賜りたいと思っています。

>都市再開発特別委員会・研修く

——都市再開発事業推進の基本概念——

曾根伸穂氏講述から

3月30日建産連会館センター第一会議室において都市再開発特別委員会（委員研修）を開催。席上曾根伸穂氏（本県神川村出身現在浦和市大牧在住）を講師に迎えて「都市再開発事例と具体化のノウハウ」を主題にして約2時間講述を受けた。講師は公共・民間の都市設計、団地設計に幾多の業績を持ち、特に市街地再開発事業の推進に独創的感覚と手法をもって数々の成果を挙げてこられたいわゆる再開発コーディネーターである。講述内容は都市再開発の理論のうえに、自らの体験から得た事例を具体的にあげ問題への対応を述べたものである。結論としては、事業の成か否かを早目に見極めることが肝要、可能性があると見たら相手（施主）の立場に立って持てるノウハウを駆使することであるということに尽きた。以下講述内容を要旨をもって纏めてみた。（W）

概念

既存の商住街区や工場跡地等で土地空間の有効利用を図ってマンションやショッピングセン



ター等を建設することも一種の再開発といえる。国はこうした土地の合理的かつ健全な高度利用

と都市機能の更新を図ることにより公共の福祉に寄与する事業を促進するために都市再開発法を制定し、再開発という本来の目的を達成させるために特定の制約（私権の制限等）や助成措置（公的資金融資）を定めている。

再開発事業の施行者は、地方公共団体、公団、公社、組合のほか個人でも施行者となり得る。県内でも各地に見られる駅周辺再開発のような大規模のものは公的機関の主導で行われているが、冒頭に述べたように土地の高度利用を主目的とする場合、地権者による組合又は個人が施行者となって、公共団体や事業協力者（コンサルタント、建設業者）の協力によって事業を進めるケースが多い。

こうした一定の区域で複数の地権者が共同で行う「街づくり」、つまり市街地再開発事業を推進するには、地権者や公共団体でまず再開発を行うという気運（意志）の盛り上りによって発し、そこで協議会を結成し基本構想や基本計画の策定にかかる。原則的にはこの協議会において合意が得られた段階にて準備組織の結成を行い、具体化に歩を進めることになる——として、別掲のマスター・プログラム（組合施行の場合）を図示した。

そのプログラムの中に標示してある都市計画決定に至るまでの内部調整が大事で、この間、いわゆるプログラマーの参加はもとより、ゼネコンの協力体制が欠かせないものである——と、その流れを説明したうえ講師は、事業推進の過程段階における問題への対応として、次の8項

目を挙げ、その視点を明かにした。

再開発の各段階における問題への対応

1. 再開発気運の育成段階で、次の事柄が考えられる。①地権者の対応、経済的動機か個人的動機か公共的な動機かあるいは地権者自身の夢（理想）かをまず捉える②公共団体の対応、公共的動機や指導の有無③コンサルタントの対応、事業説明に介入し意見を述べかつ調整に当たるか否か④事業協力者の対応、デベロッパー主導型かあるいはゼネコン主導型で進めるのか⑤総合評価、以上を勘案し地権者の意識と公共団体との期待は原則的に一致するものであることが育成段階のポイント。

2. 再開発基本構想や基本計画作成段階で、次の問題点が考えられる。①地権者の対応、経済的、個人的側面から起る不安と期待が交錯する中で具体的な要望をする必要がある②公共団体がたたき台としての基本構想、基本計画の作成や指導案に当たるのか③コンサルタントとして基本構想、基本計画の作成を受託した場合、事業説明に当たる④事業協力者を迎える場合、デベロッパー・テナントは具体的な方向性を希望すべきであり、ゼネコンは技術的援助を惜しむではない⑤総合評価としては、この段階で地権者の考え方と公共団体等との考え方のズレの有無を見とどける。この点が大事で、計画は作成したが両者の考え方の違いから先へ進めないものが全国で1,000件もあり、その半分はお蔵入りとなっているのが現状。

3. 再開発事業推進計画の段階では、①地権

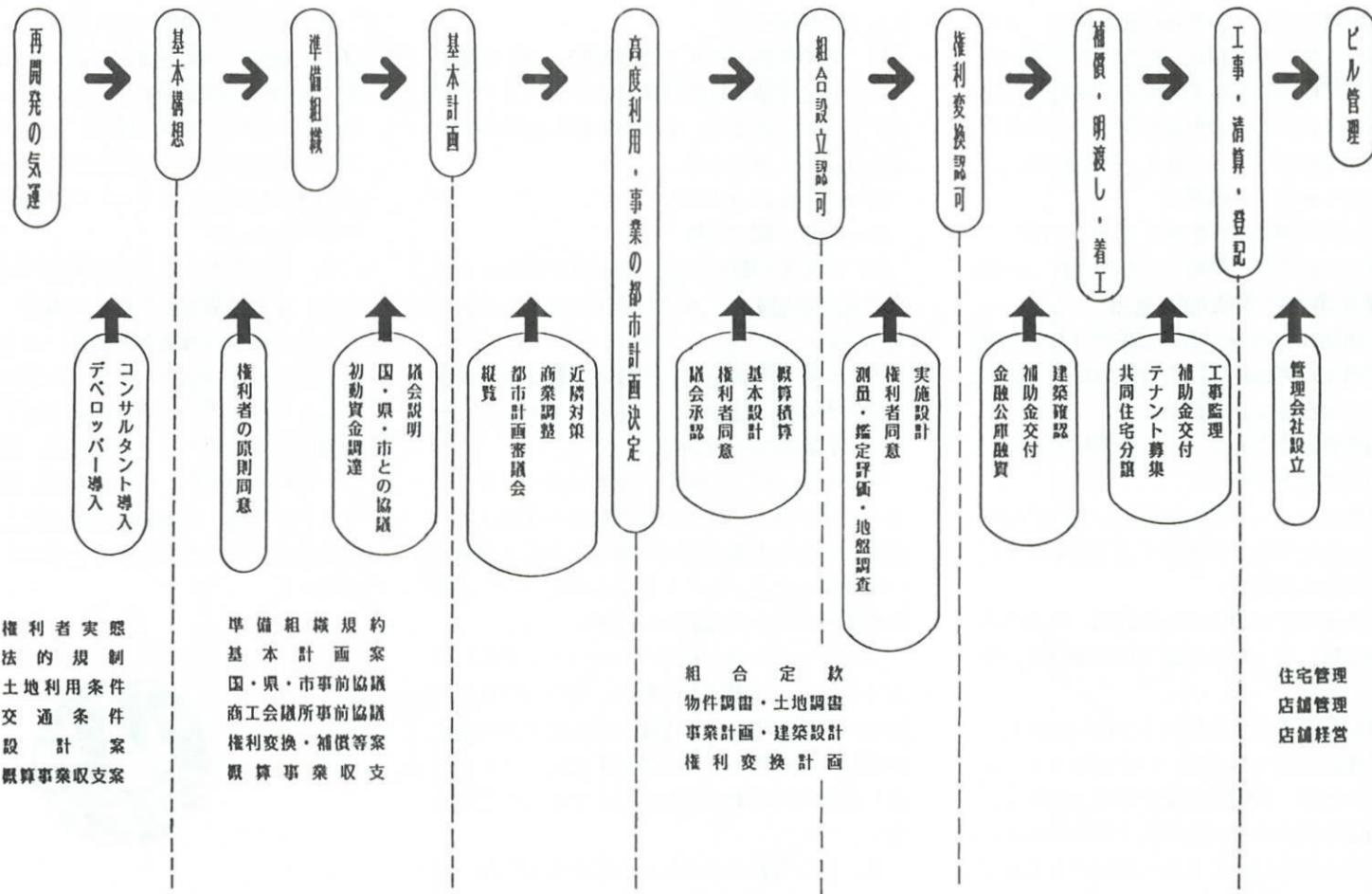
者の中で経済的に個人的側面が強調され、内部対立を生じ組織内の論議が活発化する。一方、近隣との協議も開始される②公共団体の対応、事業条件の提示により地権者と公共団体等の権利義務の説明がある③コンサルタントの対応、事業推進計画の作成と並行して事業条件の整備等を行う④事業協力者の対応、この段階ではその推移を見守ってデベロッパー・テナントは静観するが、ゼネコンは技術的な援助は持続する⑤近隣の対応、成り行きを注視、公共団体に計画の実態の問い合わせが起る⑥総合評価、公共団体からの事業条件の提示により地権者間に意識のズレが表面化する一方、地権者と近隣との摩擦の発生等により最も厳しい事態、この間の諸問題打開のメドがつけば計画を軌道に乗せることが出来る。この段階が事業の成否を占う決め手である。

4. 都市計画決定の段階。この段階ではコンサルタントの役割は最も重要なものとなり、事業協力者の支援が効果を發揮する。この段階で地権者間で十分合意を整えて置かないと後日トラブルを生ずる。基本設計でゼネコンと契約、テナントとの協議、代替地等不動産業務、近隣対策等の対応、資金調達も加わりリーダー格の活躍が最も期待される時期である。献身的リーダーの活動が事業成否の鍵である。

5. 組合設立認可の段階では、近隣対策が重要な課題で、関係者全員の協力で近隣との問題解消に全力投球する時期。

6. 権利交換計画認可の段階では、内部トラ

市街地再開発事業マスター・プログラム
(法第8条 市街地再開発組合の場合)



ブル（借家人との調整）が生じ認可が得られない場合が多くある。土地の値上がりが地権者、デベロッパー間で問題化する事例もある。地価の鎮静によってスムーズに行くものであることから一時期静観することも必要。

7. 既存建物の除去、整地の段階では、事業協力者がゼネコンの活躍時、近隣への工事に係る条件提示し円滑施工への地ならしを行うなどして関係者全員の移転の促進を図ることになる。

8. 建物等建設～着工～竣工への段階は、言うまでもなくゼネコンの舞台

—以上が再開発事業推進するうえに派生する諸問題の対応として講師が示した要旨である。

再開発事業の実践的問題点

最後に講師は、幾多の事業を手がけた中で会得した実践上の問題点をいくつかの事例をあげ、設問の形式で次のとく述べた。

1. 地権者をまとめるにはどう対応するかで、次の3つのポイントを挙げた。

(1) 地権者にとってどこが苦しいか、即ち何がネックであるかを見極めること（例えばキーテナント誘致の問題）

(2) 公共団体の役割は何かの問題、例えば県費補助の有無、市・町の対応（周辺整備等）を検討すること。

(3) 再開発事業と任意事業との違いの研究。つまり手法の選択であるが、いずれにメリットが有るかにある。再開発事業を導入した場合、各種の助成が得られる反面制度上の制約がある。一方、任意の場合は前者に比べ容易に事業化が

出来る反面、関連の公共施設は自前で行うことになるなどの問題がある。

2. 事業手法はどう選ぶか、この問題は前項との係り合いの上で決められるが、事業遂行の根本問題であるので細部の検討が必要だとして、次の5点を挙げた。

(1) 事業条件のクリアの難易度。つまり国で作っている手法には30種類（法定再開発・制度再開発）ほどあるが、その中で最も適切な手法を選び出すことである。

(2) 経済条件の比較

(3) 事業時間の比較

(4) 地権者の数の把握。地権者の数によって仕事量は増加する。数の自乗になるものと理解してよい。

(5) 公共団体の協力。初動から跡始末まで係り合いがあることからその協力は不可欠。

3. 初動期での見切りは。

マンパワーはどの時点で注ぎ込むべきか、マネーパワーはどの時期に注ぎ込むべきか、また地価の昂騰や近隣対策の不調などが生じた場合、一時休止も考え、さらに見通しが建たないときは撤退することの見定めが肝要。

4. キーテナントやデベロッパーの力はいつどうやって引き出すかの問題。その時期はいつがよいか、どのような方法で引き出すかの決定が要件。これについては予め手元にリストを用意し適宜に対応する体制を整えておくことが必要。

5. 建設業者の参画はどうしたらよいか。参

画の時期、方法であるが、原則的には入札の方針をとるが、事業開始時から協力した業者に委ねることが一般である。従って建設業者の立場に立てば、初期から参画へ目指し協力し続けることが肝要である。

6. 近隣との調整はどう進めるか。この問題は大変難しく、①近隣はどのように考えているかを察知しておく②事業手法によって妥協点を見い出す③商業調整の場合、キーテナントの役割を明確にする④地元福祉等に寄与する面で公共団体の協力を求める——など積極的な対応すべきである。

7. 事業推進する者の心構えは何かを最後に挙げ、まず事業者と共に事業遂行への自信を持つこと。相手（事業者、近隣）の立場も理解することで、この姿勢が派生する問題解決を早めることにもなる。次に、問題を生じ苦しい時に積極的に協力すること。最後に、事業遂行するという目的の下に、中途でお互いに足の引っぱり合いは禁物、基本的には地域社会の発展に貢献するという信念を持つことが大事である——と結んだ。



昭和63年度(第9回)通常総会開催

正・副会長留任でスタート

当建産連は、5月23日午後1時から建産連会館センター第一会議室において、昭和63年度(第9回)通常総会を開き、①62年度事業報告並びに収支決算②63年度事業計画並びに収支予算③定款の一部変更の各議案をいずれも原案どおり可決承認したあと、任期満了に伴う役員の改選を行い、会長に斎藤現会長を再選。5人の副会長及び専務理事はともに留任、新たに常務理事を置くことを決め加藤事務局長の就任を決めた。ここで第5期に当たる斎藤執行部がスタートすることになった。

(写真は総会議場風景)



議事経過概要

長島専務理事を司会に定刻開会、今西副会長開会の辞に次いで斎藤会長が挨拶に立ち、「当建産連はここに設立9年目を迎えたが、この間、会員団体の理解と協調によって一応の体制を整えることが出来た。一方、全国建産連も30府県を擁し、本年はさらに2~3県の参加が予想され、着々と全国的組織化へ向け体制を整えつつあり、年内の社団法人化を目指し事務局の設置も決まった。こうした情況の中で建設省は近く具体化する建設業構造改善推進事業の実施に際し、我々建産連の役割に大きな期待を寄せていく」と将来展望を述べたうえ、本席提出の議案の審議を要請した。

次いで、島村副会長を議長に選出、議事を進めた。

まず、第1号議案、昭和62年度事業報告、第2号議案、昭和62年度一般会計収支決算、第3

号議案、昭和62年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算の各号を一括上程、加藤事務局長が内容説明を行った。

事業報告では、①全国建産連が行った「公共事業施行円滑化促進に関する実態調査」には主導的役割を担い、会員団体の協力により所期の目的を果したこと。②講習、研修会に関しては会員団体（埼玉県建設業協会、東日本建設業保証（埼玉営業所）の協力により、各分野に相応の成果を挙げ得たこと。③陳情、要望活動では、全国建産連と軌を一つにして、公共事業等大幅前倒し執行を控え、労務者の確保、建設資材の安定供給等を国、県の各関係要路に働きかけを行ったことなど。その他全国都市緑化フェア埼玉グリーンハーモニー、「'88さいたま博覧会」各実行委員のメンバーとして協力したこと——などをあげた。各会計収支決算に関しては、所要の説

明を行い採決の結果、いずれも原案をもって承認に決した。

次いで、第4号議案、昭和63年度事業計画、第5号議案、昭和63年度一般会計収支予算、第6号議案、昭和63年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支予算の各号を一括上程、同じく加藤事務局長が内容説明に立ち、内需拡大基調の中で建産連が担う役割の再認識を前提に、次の主要項目をあげた。①調査・研究事業（技能労働者確保対策、労働条件の改善等）の推進②研修事業（講演会、各種研修会、見学会等）の実施③経営合理化事業（経営講習会、元請・下請関係改善懇談会等）の実施④その他情報活動、陳情要望・建議、啓発宣伝の各事業等はおおむね前年度計画を踏襲したと。統いて収支予算関係についても要点をもって説明、一般会計の合計額2,333万円（対前年度比28.1万



円増)、特別会計の合計1億751万2千円(同、85.4万円増)とする予算規模であると説明した。各号一括採決の結果、いずれも原案どおり承認に決した。

次いで第7号議案・定款の一部変更が上程された。内容的には、第12条(役員の種別及び選任)に係るもので①新たに常務理事を設立する

②理事の定員の変更で、定員を32人以上38人以内(現行32人以上35人以内)と改正するもので、原案どおり承認を得た。これにて議事を終了、続いて任期満了に伴う役員の改選を行い、新たに理事37名、監事3名、評議員26名を選出。なお、会長には斎藤現会長を再選、副会長には、島村、安藤、今西、小山、積田の各氏がいずれも留任と決まった。また、長島専務理事を留任とし、新たに加藤事務局長を常務理事とすることも決め、一連の役員改選を終った。なおこのたび役員の改選を機に、今後役員の任期中途で当該団体から新たに推薦が出た場合、自動的に交替を認めることが合意で決まった。

最後に小山副会長が閉会の辞で立ち、「建産連活動を進める上の課題は、共通の問題をどこに求めるかにある。63年度はこの視点に立って進めるべきと考える」と結んだ。

懇親祝賀宴開く

議事終了のあと席を同センター3階大ホールに移し、畠知事ほか県幹部、関係機関及び団体並びに関係金融機関等の各代表を迎えて懇親パーティを開いた。

冒頭挨拶の斎藤会長は、このたびの役員改選で再び会長に推され重責を感じているとしたう

え、「当建産連はここに設立して9年目を迎え、新たに1団体(埼玉県外構施設協会)の加入により加盟30団体を数えるに至った。近く建設省で策定を見る建設業構造改善推進事業の実施には建産連の役割に大きな期待が寄せられている。当建産連としても、業界の近代化へ向け努力を惜しんではならないと思う」と述べ、会員団体の理解を求めるとともに、県当局をはじめ各界の指導、支援を要請した。

続いて立った畠知事は、たまたま知事選告示日と重なり、現職のまま立候補の身の多忙の時間を割いて来席、当建産連の成長に祝意を表したあと「21世紀へ向け県土の快適性、安全性を高めるため道路、下水道等の基盤整備の総仕上げをするつもりで努力する」と述べ、さらに今後とも建産連の育成には出来るだけの尽力を惜しまない——と付言した。

続いて祝宴に移り、池田県土木部長の音頭で一同乾杯、相互に歓談、盛会裡に幕を閉じた。

改選役員は、次のとおりである。

会長	斎藤 裕
副会長	島村治作 今西定雄
	小山正夫 安藤 晃
専務理事	積田鉄治
常務理事	長島孝因 加藤利治
(兼事務局長)	

(全役員は一覧で次頁に掲げる)

社団法人埼玉県建設産業団体連合会役員名簿

(昭和63年5月23日現在)

構成団体名	理事	監事	評議員	構成団体名	理事	評議員
(社)埼玉県建設業協会	島村 治作 松江 果 関口 雅之	首藤 淳	永塚 和也	建設業労働災害防止協会埼玉県支部	清水 茂三	三鬼豊太郎
(社)埼玉県電業協会	積田 鉄治 佐野 文策		岡村 喜一	埼玉県道路舗装協会	松本喜八郎	真下 奉規
(社)埼玉県造園業協会	松本 孔志	山崎 一	山崎 一	埼玉県コンクリート製品協同組合	小林 省吾	日下 鎧二
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	鈴木 武信			埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	野口 勇雄	西村 昭彦
埼玉県鉄構業協同組合	渡辺 健市		井関 君夫	埼玉県砂利協同組合連合会	小林 勘市	天笠 包重
埼玉県電気工事工業組合	末山 清		齋島 一久	埼玉県下水道施設維持管理協会	沢田 広	矢沢 研二
(社)埼玉県空調衛生設備協会	今泉 康次		黒瀬 寛	埼玉県道路標識標示業協会	深井 進	河田貴久治
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	榎本 義男		天野 良夫	(財)埼玉県建築住宅安全協会	安藤 晃	
埼玉県建設大工工事業協会	後藤 喜平		渡辺 昭一	埼玉県内装仕上工事業協同組合	神保 吉良	黒川 勇
(社)埼玉建築士会	小川 清 柴山 謹一	坂本 勤	稻生 清	埼玉県総合建設業協同組合	神戸 清二	関根 宏
(社)埼玉建築士事務所協会	岩堀徳太郎		小林 敏浩	埼玉県建設業健康保険組合	清水 茂三	
(社)埼玉建築設計監理協会	松江 広元		高岡 敏夫	埼玉県建設業厚生年金基金	斎藤 裕	
(社)埼玉県測量設計業協会	小山 正夫		富田 和夫	(社)全国電話設備協会埼玉地方部	横田 充穂	宮尾 好喜
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	今西 定雄 内田 勝雄		長島 英夫	埼玉県地質調査業協会	田貝 博	影山 喬

会員団体

昭和63年度事業計画（概要）

（社）埼玉県建設業協会

我が国の経済は、膨大な貿易黒字が続いているため、アメリカなど諸外国から輸入規制の撤廃をはじめ、公共工事への外国企業の参入要求など厳しい要請がなされており、また、苦しい財政事情にもかかわらず、公共工事の拡大等による内需依存型への経済体制の転換が強く求められている。

このため、今後、相当長期にわたって公共事業拡大等による内需拡大要請が続くものと思われる。

国内的には、緊急経済対策等により内需は堅調に回復しつつあるが、まだ、我が国の地域経済は、円高不況により停滞しているところが多く見られ、更に社会資本の整備が先進諸国に比べて著しく遅れているため、国内的にも公共事業拡大の要請は極めて強い。

この情勢を認識しながら建設工事量の拡大確保を最重点の課題として、許可、審査事務のOA化の拡充推進、経営の合理化、近代化にむけて積極的にその改善をはかるため、昭和63年度は、下記事業を中心に事業を進めることにしている。

1. 建設工事量の継続的拡大・確保対策の推進

- と公共工事の計画的かつ適期発注の促進。
- 2. OA化による建設業許可審査の厳正化ならびに中央・地方を通ずる建設業関係行政機構の拡充推進。
- 3. ダンピング防止等業界秩序倫理の確立。
- 4. 建設工事からの暴力団等の徹底排除の推進。
- 5. 建設業近代化対策の推進。

（社）埼玉県電業協会

今この原稿を書く時は梅雨の晴れ間と言った季節であるが「建産連ニュース」第37号が発刊される頃は、猛暑の頃となっているのではないだろうか。

今日は竹下総理はフランス訪問中とテレビニュースが伝えている。

近く開催のサミットの地均しと経済大国日本への風当たり緩和策として「首脳同士の個人的信頼関係」を打立てたため「国際協力構想」をPRしておられる様である。

さて、目を国内に向けると、黒字減らしの内需拡大策も失速することなく、軟着陸に成功し先づはめでたい限りである。

今年度の内需拡大の切札はどうであろうか、景気は昨年並に上向いて持続するだろうか。

この様な中にあって我々中小企業は手放しで

樂観できる状況ではない。

協会は、真剣に会員の協力を得ながら会員のために本年度事業を次の通り実施したい。

1. 支部活動の強化推進
2. 労働安全衛生管理教育の推進
3. 技術革新に伴なう技能講習会開催
4. 県営住宅維持管理協力の推進
5. 官公庁に対する陳情・要請・要望の強力推進
6. 協会会員のPR推進

以上6項目の施策について強力に推進したい、特に今回の役員改選によって役員の平均年令が若返ったので若いエネルギーな力と若い想像力を挺にして斬新強力な協会運営が実施できるものと確信している。

その為には、友好諸団体と相提携し、特にお互に持たざるものを補完し合いながら中小企業の弱点を克服し、これからの中外国企業参入の大企業のしわ寄せの波をもろに被る事のない様に重点施策を強力に推進し信頼と技術で評価される協会に育成したいと念願するものである。

（社）埼玉県空調衛生設備協会

当、埼玉県空調衛生設備協会定款第3条に規定する、設備工事事業の適正な運営及び健全な発展を図り、もって生活環境の浄化及び社会福祉の向上に寄与するを、一層推進して行くため、次の重点施策をおいて、会員が一致団結して事業の運営を図るものとす。

重 点 施 策

1. 建築設備の重要性を再認識

快適な居住・作業空間性の高度化にあわせ
インテリジェント・ビルが登場、電気、情報
処理、空調衛生など設備が主役となった今日、
建築設備の重要性を再認識をしながらの自効
努力、更に関係団体及び行政の支援を得ながら、
一層の生活環境の浄化と社会福祉の向上
に寄与していく。

2. 企業基盤の強化と活性化

関係団体及び官庁と様々な情報を効果的に
交換処理し、各種事業の高度化、合理化に適
確に対応し、企業基盤の強化と活性化を図っ
ていく。

3. 更に分離発注への要望

厳しい受注競争の中、発注者、設計者側と
元請、下請関係の不合理な面で一部改善がさ
れたものの、労働条件の向上等が立ち遅れて
いる。まだ分離発注をしていない市町村にた
いて要望を行い、より一層労働条件等を立
て直すとともに、高品質及び高性能の建築設
備を提供していく。

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

(社)日本塗装工業会埼玉県支部第4条に規定する業務を推進するため、会員各位の協力を得て次の事項において当面する諸情勢に対応して効率的な業務の運営を図るものとする。

重 点

1. 総合仕上技術の展開と技能の向上
2. 合理化経営体制の確立と新市場の創造
3. 事業推進と組織の活性化

事 業 項 目

1. 会議関係
 - (イ) 定時総会
 - (ロ) 支部役員会
 - (ハ) 需要開発促進会
2. 経営基盤の確立と施工能力の強化
 - (イ) 需要の変化に対応して総合仕上技術と塗
装面の劣化度診断技術の向上を図るための
研修会開催
 - (ロ) 講習会の開催
 - (ハ) 工事指導員の研修会の開催
3. 需要開発に伴う技術、技能、安全性を高め
需要開発運動を強力に実施する。
 - (イ) 鋼橋塗装作業技能講習会の開催
 - (ロ) エポキシ注入技能講習会の開催
 - (ハ) アスベスト講習会の開催
 - (ニ) 塗装工事積算資料の巾広い活用の促進
 - (ホ) 各民間団体を対象とした塗り替え工事に
関連して団体指名を図る。
4. ボランティア活動の一環として本年も引続
き福祉施設の塗り替え工事を実施し、地域社会の振興に貢献する。
5. 雇用改善推進事業としてレクリエーション
の開催
6. 本会の事業を一層推進するためには、組織
の細胞である会員の協力があってこそ達成さ
れるものであります。

従って会員相互の親睦を図るための集会の
実施。

(社)埼玉建築士会

重 点 施 策

- 建築士の知識、技能の練磨とよりよい建築行政への参加
- 1級及び2級、木造建築士試験及び指定講習会の実施
- 建築士の実態の把握と会員の開発・啓蒙
 - (1) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
 - (2) 関係法令等の説明会
 - (3) 講演会、講習会、研究会の開催
 - (4) 設計競技等への参加と研究
 - (5) 建築CADの研究と普及
 - (6) 関係機関への要望及び建築功労者の表彰、推薦
- 委託事業の実施
 - (1) 1級及び2級、木造建築士試験事務
 - (2) 建築物の鑑定、受託
- 組織強化と会員の開発
 - (1) 委員会業務の積極的推進と情報の提供
 - (2) 支部活動の啓発と会員の開発
 - (3) 免許証交付の集い
 - (4) 登録建築士の電算化
- 連携と広報
 - (1) 「建築士の日」制定に伴う啓蒙
 - (2) 住まいと暮らしを考える建築相談の開催

- (3) 全国大会及び全国研究集会への参加
 - (4) 関東甲信越建築士会ブロック会への参加
 - (5) 建築士、建築土埼玉及び季節だよりの発行
 - (6) 法令図書及び法令用紙等の作成
5. 建築行政への協力
- (1) 「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
 - (2) 地域文化と建物景観顕彰制度への参加
 - (3) 建築士試験実施案内業務
 - (4) 建築士登録申請に係わる電算事務
6. 福利厚生
- (1) スポーツ大会等への助成
 - (2) グループ保険、共済制度への協力
7. 関係団体との協調、研究

(社)埼玉県建築士事務所協会

(総務部)

- 1. 組織の拡充強化
 - (1) 会員の増強
 - (2) 諸規程の整備
 - 2. 官公庁、関係団体との連絡協調
 - 3. 建築士事務所登録申請事務の代行
 - 4. さいたま建築景観表彰制度の運営協力
 - 5. 第13回建築士事務所全国大会への協力
 - 6. 政治連盟との連絡協調
 - 7. その他、他部に属さない事項
- (業務部)
- 1. 建築設計、工事監理技術の向上

- (1) 建設大臣・知事指定「建築士事務所の管理講習会」の開催
 - (2) 建築設備講習会の開催
 - (3) 見学会の開催
2. 「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり運動」への参加
3. 業務に関する調査並びに諸様式の整備(企画部)
- 1. 業務報酬に関する研究並びに告示第1206号の普及
 - 2. 開発許可制度に関する調査研究並びに実務の手引の作成
 - 3. 建築士事務所の業務の社会へのPR
 - 4. 会誌「さいたま」の発行
 - 5. 日事連の福利厚生制度の普及
建築士事務所保障制度、グループ保険新医療保険、所得補償制度、財形基金制度
- (建築設計指導部)
- 1. 建築各部位におけるディテール集の作成
防水に関するディテール集
 - 2. 県有施設現況図作成業務の実施
 - 3. 指名参加申請等に関する指導

(社)埼玉建築設計監理協会

- 総務委員会
 - 総会、定例会、理事会の会議運営の協力
 - 資料及び議事録作成、会員増強企画
- 財務委員会
 - 事業費の検討

- 予算の検討
 - 協会の会計一般
- 福利厚生委員会
 - 会員の健康と福利厚生についての諸活動
 - 親睦旅行の実施
- 広報委員会
 - 会誌の発行
 - 県市町村への広報活動
 - 協会のPR
- 業務委員会
 - 事業保険の研究
 - 設監業法の告示第1206号のPR
 - 業務に関する各用紙の研究
- 技術研修委員会
 - 意匠構造等の技術研修
 - 材料施工の研究
 - 官公庁及び各種団体への協力
- 賛助会委員会
 - 賛助会員との親睦、研鑽
- ※ 本年度は会員増強、都市再開発の研究及び建築士法第25条に基づく設計業務等に関する建設省告示第1206号業務報酬額のPRの推進をする。

(社)埼玉県測量設計業協会

ここ数年未低迷の公共事業予算も、内需拡大という大目標の下に昨年下期大型追加補正が実現、さらに63年度当初予算は2桁台の伸びということで、業界にとって久々に明るい展望が拓

けた。とはいものの測量設計業界においては、61年度末で終結の道路台帳業務に係る事業量の減少は今日なお後遺症として残り、全体事業量の減少は覆うべくもないのが実態である。

こうした情勢下にあって63年度事業計画には、新規事業の開発による事業量の拡大確保を最重点課題として、次の基本方針に加え、各種委員会活動を推進、自助努力を前面に事業活動を開することにした。

63年度事業計画基本方針

1. 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
2. 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
3. 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
4. 制度の改善、機械化等により経費の節減を通じて、経営の合理化を図る。
5. 測量法の改正及びこれに準ずる公的措置を踏まえて経営対策を講ずる。
6. 新規事業開発等事業量の確保を図るために陳情活動を展開する。

(社)埼玉県宅地建物取引業協会

不動産業界にあっては、政府の民間活力による内需拡大を基本とした宅地開発適地の拡大を基本とした宅地開発適地の拡大を図る為、都市計画法の線引き見直し、開発許可の規模用件の引き下げと許可基準の緩和、地域整備と調和の

とれた複合的機能を有する宅地開発の推進など、良質な宅地の供給促進策が図られているが、制度の活用など中小不動産業を取り巻く経営環境は依然として厳しいものが考えられる。

こうした中にあって本会は、事業の拡大基調を堅持し厳しい経済環境に対応するため、本年度は会員のための不動産流通機構活性化の推進に努力を傾注し、更に会員の資質の向上、企業体质の改善を図るため教育研修事業を推進し、会員の営業基盤の強化と社会的地位の向上を目指し、次の基本方針に基づく各種諸重点事業を実施致したいと存じます。

基本方針

1. 建設省流通機構活性化モデル事業の推進
 - (1) 全会員への埼玉レインズ普及展開
 - (2) 登録・成約報告促進事業の推進
 - (3) 手付金保証事業の普及
 - (4) 流通機構P Rの実施
2. 地域における会員営業活性化の推進
 - (1) 地域に根ざした不動産フェアの開催
 - (2) 地域センターにおける会員間情報交換の推進と指導
3. 実務教育研修事業の推進
 - (1) 会員法定研修会の実施
 - (2) 新入会員・従業者等への教育研修
4. 取引主任者法定講習会受講者の拡大

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

埼玉県内における昭和62年の建設業の労働災

害は3,226件で横ばいの傾向にあります。特に本年の死亡災害は既に17件が発生し昨年同期の70%増の憂慮すべき事態にあります。死亡の47%は墜落型くり返し災害であり、当支部の活動目標は墜落災害の絶滅にあります。

このくり返し災害防止のため各企業に安全施工サイクル運動を一そう取り入れていただくよう次の事業を総合的に行ってまいります。

1. 法令災害防止計画の周知徹底
 - (1) 法令周知説明会（労働安全衛生法改正）
 - (2) 昭和63年度建設業労働災害防止計画周知徹底
2. 広報啓蒙活動
 - (1) 三大災害絶滅運動、安全施行サイクル運動、安全衛生教育推進運動の周知徹底
 - (2) 機関紙「建設の安全」「建災防さいたま」の発行
3. 教育講習研修等
 - 作業主任者講習（10種目）、その他講習（8種目）、優良事業所視察、埼玉県建設業労働災害防止大会開催、全国労働災害防止大会の参加、安全祈願祭の実施、歳末労働災害防止運動、年度末労働災害絶滅運動、全国安全週間、全国労働衛生週間等

埼玉県道路舗装協会

前年度のわが国経済は大巾な対外経済不均衡や円高の進行、公共事業の伸びなやみ等厳しい環境のもとに推移いたしました。

このような状況の下において、国においては、景気の浮揚策として公共事業の増大、設備投資の促進等、内需拡大のための諸施策を講じた結果、景気は上昇の傾向にむかってまいりましたが、まだ必ずしも樂觀は許されない状況であると考えられます。

当協会としては、このような状況を充分に認識し、会員に対する県工事の発注、設計単価の問題、協会員の技術水準の向上等大きな関心をもって取り組み、協会事業を積極的に推進しなければならないので、今年度は会員各位のご協力のもとに、企画総務委員会、第一および第二技術振興委員会を中心とし、同時に下部機構の各部会の活動を積極的に推進して次のような各項目の事業を実施したいと思います。

1. 舗装技術講習会の開催

- (1) 会員の技術者を対象とした講習会
- (2) 会員の技術者、県・市町村等の技術者を対象とした一般講習会（埼玉県土木部後援による）
2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
3. 県外道路舗装工事の建設及び舗修状況についての調査研究
4. 設計、施工技術等に関する諸問題の検討及び積算基準の研究並びに県との協議
5. 各種資材単価等の実態調査
6. 各地域における舗装工事安全活動の推進
7. 会員に対する受注、設計単価の適正化等について関連団体と共同して県土木部はじめ関

係機関に対する陳情

8. 広報紙の発行および配布
9. 各資料の作成および配布

埼玉県道路標識標示業協会

当協会は、交通安全施設業として、会員相互の連携を図り、道路標識・道路標示・防護柵・安全器材等、安全施設全般の技術や品質の管理向上及び安全対策にと互に研鑽を重ね切磋琢磨し、また技術資格者の育成や工事体制の強化によりくみ、いまや発注工事に即座に対応できる工事能力を持つにいたっている。

しかし、我々をとりまく経営環境は、景気回復の微候はみられるものの必ずしも好転しているとは思えない。このような中で当協会としては、経済動向及び諸情勢をふまえ、明るい展望へ強い期待を寄せながら、各会員団体間の有機的な連絡・協調をより強化し、経営の安定と発展を図るため「技術と経営に優れた企業」を目指してゆきたい。

そして、交通安全施設業を通じて社会に貢献し、当協会の発展と当業界の地位向上を図るために、全会員協力して次の事業を推進する。

1. 全会員協力による事業量の拡大推進
2. 行政機関、関係諸団体との連携強化と協会のPR
3. 作業中の安全管理の徹底
4. 技術資格者の育成を積極的に推進
5. 研修会、講習会等の開催

6. 今後の長期計画

- (1) 道路標識の建て替えの促進
ア 調査・設計を積極的に推進し、道路管理者及び公安委員会に建て替え需要を促進していくことが、当協会の課題と位置づける。
イ 標識令の改正要点を、役所のキーマンにPRする。
- (2) 道路標示の事業量の拡大
ア 道路標示補修の基準を作成して、関係諸官庁へPRする。
イ すべての道路に、車道路側線の完全設置を促進するよう働きかける。
- (3) 安全施設への新規参入
従来の交通安全施設の外に、防球ネット・公園柵・外柵等の工事並びに安全器具等の調査、設計を積極的に推進し、需要拡大の促進をはかる。

(財)埼玉県建築住宅安全協会

去る5月17日(火)に、通常総会に相当する評議員会・理事会合同会議を開催し、前年度事業及び決算報告並びに本年度事業計画(案)及び予算(案)を原案通りで承認頂きました。

この議決を基に本年度の業務を遂行していく分ですが、本会は、設立の目的そのものが、「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度の推進及びそれに関する業務の実施」となっているので、従前に引き続き定期報告書の提出につ

いての指導と、提出されて来た報告書の受付が、業務の大半の比重を占めています。

従って、他に特に取り上げる事業については、本年度は、①業務のOA化についての検討、②関係行政庁との連絡協調、③全国昇降機等検査協議会連絡会議の開催等が主なものとなっています。

このうちの①については、昨年度から具体的な検討を進めていますが、報告書提出の案内と受付関係の事務処理をOA化することによって、将来の件数増に対応しようとするもので、64年度からの本格移行を目指して作業を進めています。

②については、前年に引き続き、意見交換会を開催する予定の他、各特定行政庁等との意思疎通を図るつもりでいます。

③については、本誌「会員だより」の頁で触れていますので、ここでは省略します。

本年度も、本会業務推進に多大のご協力とご理解を賜りますようお願いいたします。

(社)全国電話設備協会埼玉地方部

昭和63年度は電気通信事業関連の新法体系が施行され4年目を迎える年であります。

我が業界は第一種電気通信事業者等による激しい過当競争により重大な危機に直面しております。この様な状況下に当方では会員組織の強化・拡充をはかり支部と協力し、下記事業を推進したいと考えます。

記

主要事業

1. 会員組織の強化拡充（業務委員会の設置）
 2. 電気通信事業法見直しについての支部活動協力
 3. NTTとの協調と相互理解の増進
 4. 地方部の地位向上と建設業業界との情報交換及び親睦
 5. 会員への情報周知と親睦
 6. 講・研修会の開催
- 昭和63年度事業計画実施
- | | |
|----------------|----|
| 定時総会 | 1回 |
| 役員会 | 6回 |
| NTTとの連絡協議会 | 2回 |
| 会員懇談会 | 2回 |
| 賀詞交換会 | 1回 |
| 保守・工事等研究会 | 随時 |
| OA機器研究会 | " |
| 埼玉県建設産業団体連合会会合 | " |
| 会員への情報提供 | " |
| 講・研修会の開催 | " |

埼玉県地質調査業協会

1. 分離発注、会員への優先指名、標準単価の維持のための広報活動。
2. 技術の向上を図る。
3. 厚生事業の積極的実施による会員間の親睦を図る。

を基本的理念として昭和63年度は運営を図る。特に、分離発注の徹底を最重点に活動するた

めに、各委員会は事業計画を策定した。

総務厚生委員会

1. 関係団体との連携、協調
2. 指名参加願申請書の収集、頒布
3. 厚生事業の実施

広報委員会

1. 広報資料の作成
 - (1) 業務案内書
 - (2) 協会員名簿
2. 広報活動
 - (1) 業務案内書の配付
 - (2) 会員名簿の配付
 - (3) 技術ニュースの配付
 - (4) 「地質と調査」の配付
 - (5) 価格調査表の配付
 - (6) 分離発注について 発注機関への陳情の実施
3. 一括発注に関するアンケート調査の実施（基礎的データーの作成）
4. 懇談会の実施

営業担当責任者、評議員との懇談会を年二回程度開催し、県内の発注状況の情報収集、意見交換を行い、また現況分析により、会員の声を反映させた分離発注等の活動のもととする。

技術委員会

1. 技術懇談会の開催（技術の向上を図る）
2. 技術ニュースの発行
3. 技術講演会の実施（発注機関技術職員に対して地質調査の認識を深めてもらう）

4. 調査計画検討会（下水道関係の地質調査マニアルの作成）
5. 現場見学会（知識向上のためダム見学）

関東中央生コンクリート工業組合 埼玉県支部

本年度の事業計画を策定するに当たっては、組合員の経営の安定を第一義とし、長期的な視野に立った環境の整備に力点を置いて立案、次の各項目を重点事項に掲げ、事業実施計画の細目を定めた。

1. 指導及び教育事業

- ① 品質管理の徹底に関する事業
 - 品質管理監査実施（2回）
 - 監査修了工場製品の優先使用のPRを引き継いで実施する。
 - 共同試験場の有効的な運営
- ② 環境の保全等に関する事業
 - 安全衛生活動の推進
 - 関連業界との懇談会の開催
 - 環境保全監査実施
- ③ 教育研修に関する事業
 - (ア) 経営者セミナーの開催。各種研修会及び講習会の開催。機関誌の発行（3回）
 - (イ) 上部団体行事参加
 - (ウ) 関連業界との共催技術講習会

2. 調査研究事業

情報提供

- ① 組合員の経営に資するために次の情報又是資料を収集し、組合員に提供する。

- ② 調査研究
 - 業界の改善発展、組合事業の合理化等に資するために次の調査研究を行う。
- ③ 関連団体業界との懇談研究会
3. 組織強化の推進
 - ① 工組未加入協組員の加入促進
 - ② 分野調整計画の検討
 - ③ 組織の活性化の検討
 - ④ 関東1区地区本部並びに神奈川、埼玉及び千葉3工組との有機的連携活動の推進
4. 第2次構造改善事業の推進
 - 構造改善計画の策定、承認申請、実施
5. 共同事業、集約化事業
 - ① 協組共販の強化推進
 - ② 協力組合による共同化事業の推進
 - ③ 集約化事業の推進
6. 安定事業、合理化事業
 - 必要があれば正式機関にかけて具体化を図る。
7. その他の事業
 - ① 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入れ
 - ② 債務保証事業
 - ③ 福利厚生事業
 - ④ 事業者台帳の補正

ならびに研修会が昨年以上に数多く開催、特にニューメディアの技術の取得と21世紀の業界の基盤作りとともに青年部の新技術取得に側面的支援を行う。

1. 組合体質改善強化のため未加入業者の組合加入促進をはかる。
2. 共同保守管理事業と共同購買事業の推進。
3. 機関紙の発行と業界や上部団体の活動の周知を計る等情報の早期伝達に努力する。
4. 福祉と厚生事業の継続。



埼玉県電気工事工業組合

電気工事業法の改正に伴い、今年度は講習会

広報委員会

3月28日、建産連会館特別会議室で開かれ、



①建産連ニュース第36号発行について②建産連ニュース企画記事題材の選択並びに発行月割の見直しについて③63年度広報事業について――を議題にした。

②の企画記事の件では、まず、本誌のトピラを飾る「巻頭言」を掲げることと、これまで「県内文化施設めぐり」をシリーズとして扱ってきたが、ほぼ一巡したことからこれに代る企画物にふさわしいタイトルの選定であった。協議の結果、巻頭言については当面各団体長持ち回りで執筆を願う、またシリーズ記事としては、県内の史跡・古社・名刹の探訪、民俗行事の紹介等が話題にのぼった。題材として異論がなかったが、その選択は編集者に一任で了承され、次の37号から実施に移すことで合意した。次の本誌発行月の見直しについては記事収集の面から検討を願ったもので、主旨了承の上従来の1、

3、6、9の各発行月を1、4、7、10の各月に改訂することで了解を得た。

③の63年度広報事業については、これまでのポスター・絵画コンクール及びカレンダーの作成、配布は継続実施とするが、予て提案の職能系高校生を対象にした「論文」の募集は、研究の結果、経費等の面で問題があり、64年が当建連設立10周年に当たることから、この記念事業として考えるが、今後の検討を待つことで了承された。なお、次回は5月9日の開会を決め閉会した。

5月9日、建産連会館1階特別会議室で開催、①建産連ニュース第37号の編集案について②63年度「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール実施についての2件を議題とした。

建産連ニュース第37号に関しては、記事項目を目論見として掲げ、概略説明を行って意見を求めた。内容について特に意見はなかったが、「巻頭言」の起稿者は各団体長の持ち廻りとすること。企画シリーズとしてこの号から「県内の史跡・名勝巡り」と標題を替えることの了解を得た。

次のポスター・絵画コンクールは、これまでどおり県内小・中学生が対象、テーマは前回どおり、応募締切りは9月30日とすることで了承された。

都市再開発特別委員会

3月30日、建産連会館センター2階第一会議室で第3回の委員会を開催した。今回は都市再開発に係る手法等の研修の場として開かれ、㈱I・C・D都市計画事務所代表の曾根伸穂氏を迎えて「都市再開発事例と具体化のノウハウ」をテーマに1時間半余受講、最後に質疑を交わした。

講師は、都市再開発に関するエキスパートとして数々の業績を持ち、本県においても川口、浦和、草加、春日部の各市で実務で指導に当たった実績の持ち主。その講述は自己の経験から割出したいわゆるノウハウをこの場で披露したものであった。内容は、別項「都市再開発事業推進の基本概念」の稿にまとめた。(W)

理事会

4月27日、建産連会館特別会議室で理事会を開催、5月23日予定の昭和63年度通常総会に提出する議案の審議を行った。

提案事項は、62年度事業報告と一般会計及び建産連会館・センター管理運営特別会計各収支決算並びに一連の財務報告、63年度事業計画と同じく一般・特別会計収支予算の各案件である。内容について順次事務局より説明、特に63年度予算に関しては、両会計共に前年度の実績をもとに編成した。内容的には部分的な増減があるものの全体規模はほぼ前年度並みの一般会計の合計2,333万3千円(対前年度比28万1千円増)、特別会計の合計1億751万2千円(同85万4千



円増)がそれぞれ計上された。また、事業計画では、概ね前年度計画項目を踏襲したが、情報の収集、提供並びに建議の項に「地場産業の育成」を加え陳情活動等を展開することにした。

採決の結果、各案ともに原案をもってすることとが了承された。

また、今次総会は、任期満了に伴う役員の改選期に当たることから、各団体に各候補者の推薦の要請があった。

なお、先回の理事会で正式入会を留保した埼玉県外構施設業協会の入会を認めることにしたほか、一部の団体から名称変更の申出があったことについて基本的に了承、改めて正式名称をもって変更申請の提出が求められた。

「建産連ニュース」

——発行月の変更について

3月28日の広報委員会の決定により「建産連ニュース」の発行月を、4月、7月、10月、1月といたします。従って第37号(7月15日発行)から順次これに従います。

建設労務者の確保対策

元請方へ呼びかけ

——建設省——

建設省は、今後とも建設需要の増大に伴い建設労働者の需給の逼迫が生ずるものと予測、このほど建設経済局長名で関連元請・下請の各団体に向け留意すべき事項を示し、会員への周知方要請があったので、以下示された留意点を列記します。

1. 元請負人及び下請負人は、各工事の工期、工程の設定及び進捗状況並びに今後の受注工事に関する計画等について、連絡を密にするとともに、情報交換に努め、建設労働者の計画的かつ有効な活用を図ること。
2. 必要に応じ、職業安定機関、関係建設業者等の協力を得て建設労働者を確保する態勢の整備及び寄宿舎の貸与等、建設労働者の受け入れ態勢を整備すること。
3. 建設労働者の雇入れ、配置、作業指揮等は、当該労働者の健康状態、技能水準、適性等

等十分配慮して適切に行うこと。

4. 建設労働者に対する安全教育を徹底するとともに、必要に応じ技能実習等の実施に努めること。

5. 工程については、建設労働者の健康保持・災害防止の観点から、休日日数等を見込んで適正に設定することとし、下請工事における工期の設定についても同様の配慮を行うこと。

6. 万一の災害に備え、法定の労災補償保険制度に加入するほか、いわゆる法定外労災補償制度にも加入するよう努めること。

7. 下請負人の選定に当たっては、建設労働者の調達能力のほか、雇用管理、労働安全及び労働福祉の状況等についても十分留意すること。

また、下請代金の決定及び支払いは適正な条件で行うこととし、手形による支払を行ふ場合にあっても、労務費相当分は現金払いとし、かつ手形期間は出来る限り短かくすること。

8. 建設労働者の確保並びにこれら労働者の健康・安全及び適切なる労働条件の保持について、上記事項に留意のうえ、下請負人に対して適切な指導を行うこと。

以上



公共事業労務費調査 (62・10結果)

全国平均3.1%の伸び

63年度発注公共工事労務費単価に反映

建設・運輸・農林水産の3省協定に基づく公共事業労務費調査(62年10月実施)の結果が去る4月18日発表された。この調査結果は昭和63年度公共工事設計労務単価に反映されるものであるだけに、建設業及び関連業界においても関心事である。以下このたびの調査結果の内容を実態にてらしてまとめてみた。(W)

内需拡大策が全般に賃金上昇

この公共事業労務費調査結果は、一般に「三省協定労務単価」といわれており、毎年10月に3省所管の直轄事業、補助事業等の公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を、3省と3省以外の省庁(大蔵省、文部省等)、関係地方公共団体、関係公団等が発注した工事のうち調査対象工事に伴う賃金台帳から調査事項を複写、または転記することで調査するもので、今回は10,795件(工事)、136,787人を有効標

本数としている。

主要10職種の対前年同月調査比は、左官の4.2%、とびの3.8%、鉄筋3.5%、大工3.6%をはじめ軒並みに伸びており、最も伸び率が少ないものでも軽作業員の2.8%増となっている。

これを、今回と前回の対前年同月比伸び率で比べると、軽作業員の同率を除き、いずれも増加。とび工の3.5ポイントを最高に、左官1.9%、型枠工1.8%、特殊作業員1.5%、鉄筋工1.2%、特殊運転手0.9%、普通作業員0.4%、一般運転手と

主要10職種調査額全国平均値

(単位:円、%)

職種	前回調査額 (日額) b (61.10)	今回調査額 (日額) a (62.10)	伸び率 (a/b)
特殊作業員	12,031	12,375	102.9
普通作業員	9,367	9,634	102.9
軽作業員	6,833	7,022	102.8
とび工	12,164	12,625	103.8
鉄筋工	11,596	11,983	103.3
運転手 (特殊)	12,986	13,370	103.0
運転手 (一般)	11,528	11,881	103.1
型わく工	12,422	12,924	104.0
大工	12,700	13,153	103.6
左官	12,053	12,559	104.2

(注) 1. 各職種毎の数値は全国の算術平均である。

2. 調査額にはボーナス分も含まれている。

日額、単位:円

別表

	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	特殊運転手	一般運転手	型わく工	大工	左官
福島	11,556	8,451	6,377	9,911	9,572	11,755	10,508	10,061	9,802	9,440
茨城	10,879	8,430	6,061	13,189	11,521	10,927	10,206	11,581	12,162	11,524
栃木	12,305	9,898	7,892	13,591	14,554	12,966	12,445	13,679	12,325	14,083
群馬	12,018	9,477	7,033	12,941	12,087	12,512	12,418	12,762	13,050	12,465
埼玉 (前回)	11,471	9,719	7,408	12,919	13,144	13,285	11,802	14,118	14,998	14,568
	11,427	9,417	7,168	12,637	11,559	12,249	10,761	13,378	14,702	13,217
千葉	10,793	9,108	6,177	13,029	12,837	12,511	10,060	13,540	14,201	15,388
東京	11,726	9,488	7,661	14,045	13,086	13,559	11,751	14,768	15,530	15,015
神奈川	12,624	9,999	8,010	13,450	12,578	12,970	10,969	14,043	16,294	15,400
新潟	12,713	9,120	6,520	11,310	11,811	12,625	11,521	12,514	11,850	10,897

大工がそれぞれ0.1ポイント増加で、昨年の国の大型補正公共予算等による内需拡大策に起因する労働者確保難が賃金に反映した結果を示している。

一方、各都道府県別では、最も高かったのは滋賀県の大工で17,465円、このほか神奈川（大工）、京都（大工）、奈良（大工）、岐阜（特殊運転手）、静岡（特殊運転手）——などが高い水準。また、総じて大都市圏部の方が労務費が高くなっている、岐阜県が特殊作業員で全国のトップの15,261円、同じく特殊運転手が16,298円——など、その水準の高さが目立っている。

本県の状況を前回数値と比べると、鉄筋工がトップで1,585円上昇、次いで左官が1,351円、一般運転手が1,041円、特殊運転手が1,034円といずれも1,000円を超し、最低は特殊作業員の44円で、その他は100円台、最も確保難といわれた型枠工、大工が740円、296円の伸びにとどまっていることに意外といえる。（関東圏の調査結果別表参照）



建設工事等から暴力団排除へ

「埼玉県建設工事等暴力団対策措置要綱」制定

4月1日施行

県は、このほど「埼玉県建設工事等暴力団対策措置要綱」を制定、4月1日施行の旨当建産連に参考送付があり、その周知方要請があった。

この要綱は、建設省が建設工事の円滑な施行の阻害要因と目される暴力団の介入排除を目的に、昭和61年12月、建設経済局長名で各都道府県知事宛に公共工事発注に当たって暴力団排除の措置をとるよう要請を行った。県はこれまで県発注工事等から暴力団を排除するための方策を、建設工事契約事務改善会議で検討を重ね、このたび要綱として施行に踏み切ったものである。なお、これまで要綱等により対処しているのは、東京都ほか22府県である。

この要綱には、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託並びに建設資材の購入に当たって、組織又は集団の威力を背景に、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している者及び当該組織に協力し又は関与する等これと交わりを持つ者を排除し、建設工事等の契約の適正な履行を図ることを目的とする（第1条）——と目的を明記、以下全文15条からなっており、ここに概要をもってまとめた。（W）

要綱の概要

1. 暴力団排除の方法………指名から除外する。（第2条）

県が発注する建設工事等の入札参加資格業者（有資格業者）が、次の事項に該当した場合、一定期間指名から除外する。

(1) 有資格者又は、その役員が暴力団関係者である場合及びその経営に暴力団関係者が事实上参加しているとき。

(2) 有資格業者が業務に関し、不正に暴力団関係者を使用したとき。

(3) 有資格者が暴力団関係者に対し、不当に金品を与えたとき。——以上別表1参照。

（下請負等の禁止） 発注者は建設工事等について、指名除外期間中の有資格業者への下請負及び再委託を承認しないものとする。

また、発注者は、指名除外期間中の有資格者が、建設工事の完成保証人になることを承認しないものとする（第5条）

（建設工事等妨害の措置） 発注者は、建設工事等を受注した業者が、当該建設工事等に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出

があったときは、警察への被害届の提出を指導すると共に、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする（第6条）

2. 埼玉県建設工事等暴力団対策会議の設置（第8条～第11条）

有資格者に対する指名除外の可否等を検討するため、土木部長を会長とする「埼玉県建設工事等暴力団対策会議」を設置する。——別表2

別表第1（第2条関係）

措置要件	期間
1 有資格業者又は有資格業者の役員が暴力団関係者である場合及び暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために有資格業者が、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から6月
3. いかなる名義をもってするを問わず、有資格業者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から6月

別表第2（第9条関係）

部局	委員
土木部	部長 建設管理監督 次長 技師
農林部	次長（事務担当） 次長（技術担当）
住宅都市部	次長（事務担当） 次長（技術担当）
企業局	技監
警察本部	総務部長

参照——

3. 県警察本部との連携（第12条）

暴力団対策には、警察との連携が不可欠であるので、指名除外に該当するような事案が発生した場合は、県警察本部の協力を得て事実を確認する。

（守秘義務） 対策会議の委員及び事務局職員は、対策会議に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。（第14条）

昭和63年度——

公共事業等施行計画

上半期 73.4%

——埼玉県——

県の昭和63年度公共事業等施行計画によると、上半期における執行目途率は73.4%、金額で1,956億968万5千円である。これを前年度の実績に比べると目途率で1.1ポイント下回っている。しかし、目途とする執行額は360億円余上回っている。これは対象事業予算額が、実績額に比べ570億円余増加しているからである。（別表1参照）

なお、会計別の事業施行計画は、次頁別表のとおりである。

別表1 63年度上半期執行目途及び62年度比較

区分	対象事業費 (千円)	上半期執行計画	
		目途額(千円)	目途額(%)
全体公共事業費	266,398,893	195,609,685	73.4
62年度 (実績)	209,209,257	169,463,822 (155,811,691)	81.0 (74.5)
工事費等	205,868,868	156,734,627	76.1
62年度 (実績)	158,499,198	132,756,670 (126,165,161)	83.8 (79.6)

昭和63年度 公共事業等事業施行計画

普通会計

(単位:千円)

事業分類	施行状況調査対象事業費 A		上半期実行目途額 B	進捗率 (%)		
	(上段繰越分)					
	用 地 費	用 地 費				
道路・橋梁	0 22,761,500	6,516,500 16,245,000	4,759,000 11,748,500	73.0 72.3		
河 川	138,416 27,210,435	13,646,616 13,563,819	10,648,691 8,515,282	78.0 62.8		
ダム・砂防	0 9,961,500	4,570,600 5,390,900	3,141,200 3,844,000	68.7 71.3		
街 路	234,244 11,514,144	5,208,744 6,305,400	3,006,783 4,580,000	57.7 72.6		
公 園	0 2,091,785	984,285 1,107,500	984,285 541,000	100.0 48.8		
住 宅	370,040 7,515,058	0 7,515,058	0 5,636,116	0.0 75.0		
林 道	0 1,611,240	0 1,611,240	0 1,192,500	0.0 74.0		
治 山	0 1,833,130	0 1,833,130	0 1,460,000	0.0 79.6		
農 業 基 盤	20,968 7,670,018	190,970 7,479,048	143,640 5,293,577	75.2 70.8		
公立文教施設等	0 2,480,814	0 2,480,814	0 1,709,039	0.0 68.9		
警 察 施 設	0 2,007,991	0 2,007,991	0 1,511,865	0.0 75.3		
社会福祉施設	97,187 4,074,811	0 4,074,811	0 1,366,900	0.0 33.5		
災 害 復 旧	0 119,724	0 119,724	0 103,727	0.0 86.6		
そ の 他	0 3,220,399	97,000 3,123,399	97,000 2,473,537	100.0 79.2		
補 助 事 業 計	860,855 104,072,549	31,214,715 72,857,834	22,780,599 49,976,043	73.0 68.6		
道 路 ・ 橋 梁	0 28,281,600	3,606,200 24,675,400	2,602,500 17,055,700	72.2 69.1		
河 川	0 8,577,700	3,488,500 5,089,200	2,294,200 3,572,700	65.8 70.2		
ダム・砂防	0 1,221,900	103,500 1,118,400	77,500 790,000	74.9 70.6		
街 路	0 6,202,210	3,628,500 2,573,710	2,125,600 1,891,800	58.6 73.5		

公 園	0 5,031,364	3,000 5,028,364	3,000 3,607,459	100.0 71.7
住 宅	0 8,313,054	8,168,409 144,645	2,042,102 17,883	25.0 12.4
林 道	0 564,650	564,650	330,700	58.6
治 山	0 180,500	0 180,500	0 74,000	0.0 41.0
農 業 基 盤	0 623,195	0 623,195	0 491,190	0.0 78.8
公立文教施設等	79,574 5,202,604	0 5,202,604	0 3,009,753	0.0 57.9
警 察 施 設	0 6,136,588	0 6,136,588	0 4,660,274	0.0 75.9
社会福祉施設	12,952 941,169	0 941,169	0 463,767	0.0 49.3
災 害 復 旧	0 67,600	0 67,600	0 50,900	0.0 75.3
そ の 他	47,944 28,857,700	6,014,000 22,843,700	4,600,000 20,238,280	76.5 88.6
県 単 事 業 計	140,470 100,201,834	25,012,109 75,189,725	13,744,902 56,254,406	55.0 74.8
企 業 会 計				
下 水 道	0 33,469,900	606,410 32,863,490	398,910 30,903,890	65.8 94.0
工 業 用 水 道 工 業	0 196,550	0 196,550	0 196,550	0.0 100.0
水 道 用 水 供 給 事 業	0 16,888,770	677,050 16,211,720	114,400 13,409,940	16.9 82.7
そ の 他	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0
補 助 事 業 計	0 50,555,220	1,283,460 49,271,760	513,310 44,510,380	40.0 90.3
下 水 道	0 2,459,776	70,400 2,389,376	55,000 2,217,536	78.1 92.8
そ の 他	2,361,675 9,109,514	2,949,341 6,160,173	1,781,247 3,776,262	60.4 61.3
県 単 事 業 計	2,361,675 11,569,290	3,109,741 8,549,549	1,836,247 5,993,798	60.8 70.1
総 合 計	3,363,000 266,398,893	60,530,025 205,868,868	38,875,058 156,734,627	64.2 76.1

古道「鎌倉街道を探る」

中世関東武士の轡の音が偲ばれる

はじめに

道路の歴史は人の歴史でもあり、そこに世の栄枯盛衰を見ることができる。ここ埼玉の道路は明治に入ってからほぼ現状の姿に整えられたが、江戸時代の埼玉は江戸の後背地として人馬の往来、物資の運搬に江戸に向って発達した。中央に中山道、その東側に日光街道、西側に川越街道があり、その他熊谷から秩父を経て甲府に至る秩父往還などがあった。特に中山道と日光街道は、江戸と地方を結ぶ重要な街道であって参勤交替のルートとして、また、物質の運搬路として発達、道筋には宿場町が栄えた。こうした街道は、江戸開府以後に整備されたもので、それ以前の古くは“東下り”として古文書等に出てくる東海道、奥州路への枝線であった。

源頼朝が幕府を鎌倉に創設してから関東各地を所領したいわゆる御家人らが鎌倉へ参集する道路が必要となり、幾筋かの道路が整備された。これらが後世鎌倉街道と呼ばれ、主として政治的、軍用道路の性格を持つものであった。

仰々、鎌倉時代という呼称は、江戸時代以後に呼び出されたものであって、江戸時代に五街道（東海道、中仙道、甲州街道、日光街道、奥州街道）ができてから古道を鎌倉街道と呼ばれ、いい伝えられてきたものである。

鎌倉街道――

鎌倉と武藏、上野、信濃等の諸国を結ぶ「鎌倉街道」が、歴史上最初に登場するのは元暦元年（1174年）に志木冠者源義高（木曾義仲の長子）が鎌倉方の討手によって入間川原で殺害されているが、もともと義高は父義仲が頼朝への人質として鎌倉方に差し出したもので、頼朝は娘大姫の贊としている。義仲と不仲になった頼朝は義高を殺害せんとしたが、大姫の図いで故郷信濃へ落ちのびさせるため「鎌倉道」を北上させたと記されている。現在、狭山市の入間川堤防上に義高の靈を祠った清水八幡社があり、彼の伝説にまつわる「身隠し地蔵」も路傍に存在している。

さて、世に言う「鎌倉街道」は、一体どのような経路で存在したかを文献や研究者の著書等から採ってみよう。

一口に鎌倉街道といっても、その後に出来た五街道の如く一本道ではなく、鎌倉を中心に四方へ幾筋かが通っていたが、その中で著名なものに「上ツ道」「中ツ道」「下ツ道」の3街道があり、さらに無数の枝道や間道が入り交っていた。このほかに上総、安房方面や東海道へ通じる道などで総称された。

このうち上・中・下の3街道で本県に入り所



鎌倉街道跡（毛呂山町大姫）

沢を通るものを「上ツ道」（信濃道ともいう）、また、川口を通るものを「中ツ道」（奥州道又は奥大道ともいう）と称した。

――上ツ道――

上ツ道の道筋を辿ると、いまの東京都国分市方面から2筋に分かれて本県に入った道は、

所沢市久米の南住吉で合流して1本になる前に、3ヶ所の伝承路線があり、一つは、西武新宿線の西側に沿って来る道、二つめは、狭山丘陵の東端八国山の東麓沿いの道、三つめは、八国山を峰越しに越えて来る道といわれており、このうち、西武新宿線の西側を通る道が上ツ道の本道と推測されている。

南住吉で合流した道は、県道所沢狭山線に沿って狭山市入間川に向う。地元ではこの道を入間川道とも呼んでいる。

狭山市の入間川は、上述の源義高の悲劇や足利基氏の入間川御所滞陣などの逸話で知られる入間川宿の故地に当たり、往時は上ツ道の軍事、経済の要衝の地であった。ここから日高町大谷沢に至る。この大谷沢は太平記に誌される女影原の古戦場、さらに鶴ヶ島町を経て坂戸市の西端をかすめ、毛呂山町に至る。ここで越辺川を渡り、鳩山町を抜け、新田義貞と宗良親王の軍勢が北条高時勢と対陣（武藏野合戦）、最後の陣を張ったところとして知られる笛吹峠を経て嵐山町に入り、坂ノ上田村麻呂将軍の故事を伝える將軍沢の集落につく。ここからは、久寿2年（1155年）源義賢と源義平が武藏国の覇を競って戦った大蔵や、北武藏の勇将畠山重忠が居を構えた菅谷の地等が近くにある。

道はこの嵐山の地から都幾川を渡り小川町を経て寄居町に入り、ここで近世の宿駅として栄えた今市、次いで中世塚田千軒として栄えた塚田宿を経て荒川に至る。荒川を渡った花園町で二方向に分岐、一つは上陸地点からそのまま北



上して深谷、岡部、本庄に向う。このルートは脇道とされている。本道は寄居町から美里町に入り児玉宿に至り、そこから神川村で神流川を渡り群馬県藤岡市に至っている。

— 中ツ道 —

東京都北区古宿附近で荒川を渡り川口市元郷に入り、さらに鳩ヶ谷に入ってからほぼその後の日光御成道に沿って北上、浦和市大門に入る。ここで日光御成道と分かれて岩槻市鈎上を通り、再び日光御成道と一緒にになって白岡町下野田に入る。ここでまた日光道と分かれ宮代町和戸附近で古利根川を渡り、杉戸町高野に入る。これから先は古利根川に沿って北上し、幸手町に入りさらに栗橋町から利根川を渡って古河方面に続くことになる。

— 結び —

以上本県に係る上ツ道、中ツ道を断片的ではあるが、その経路を辿ってみた。ともあれこの鎌倉街道は、鎌倉幕府治世後400年の間、主要

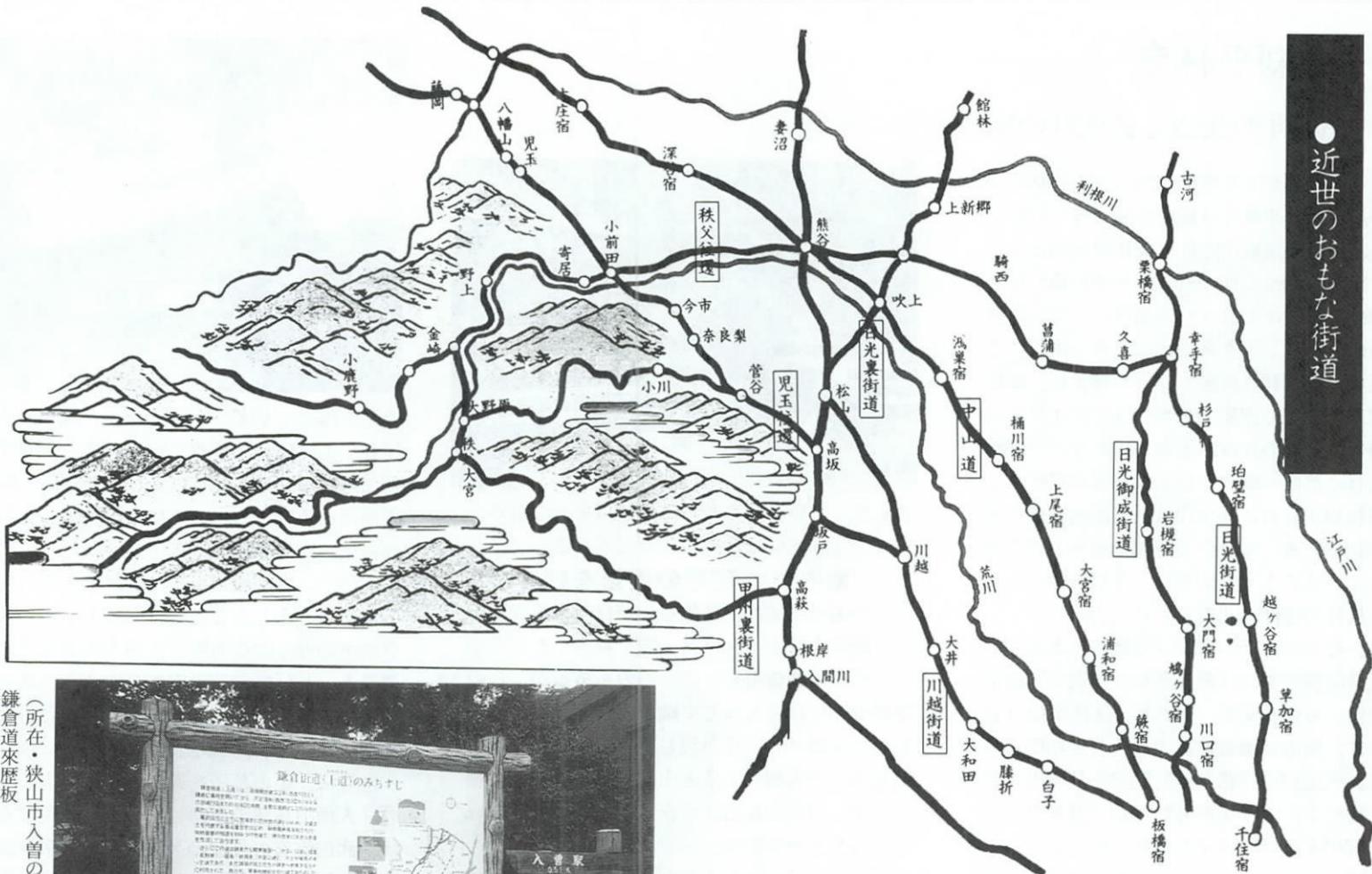
な道路としての役割を果してきた。この間、いわゆる中世における武藏武士の栄枯盛衰をまのあたりにするもので、県の歴史に大きな係りを持つものである。いま、県（道路維持課）は、この歴史を秘める鎌倉街道を史蹟として再び世に outputsため調査を進めており、明確な地点を選定「鎌倉街道（上ツ道）のみちすじ」の表題で来歴板を設置（次頁の写真参照）し、往時を偲ぶよすがとしている。（W）

〔写真説明〕

清水八幡社（所在・国道16号沿い狭山市）=この社の起源は源義高の殺害を知った頼朝の妻政子がその靈を慰めるためにこの地に建立したといわれる。その後再三の災害で滅失、現在の社は戦後の再建である。

七曲井=鎌倉道上ツ道にまつわる古井戸。深さ約6m余、水面まで曲折階段を設けてあることから名付けられた。所在は県道所沢狭山線不老川橋詰約50m。

●近世のおもな街道



（所在・狹山市入曽の入間野神社前）
鎌倉道來歴板

名刹平林寺

600年の法燈と武藏野の風情を今に残す

寺社通りの皮切りに新座市野火止の平林寺の探訪を試みた。平林寺は臨済宗妙心寺（禅宗）に属し、山号を金鳳山と称し関東の古刹として著名、年間を通じて訪づれる人が跡を絶たない。境内地は約43万平方メートル（13万余坪）、今なお武藏野の面影を残し、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の見事な雑木林に樹齢100年を超す杉、赤松の樹林がほどよく調和、アカゲラ、アオジラなど60種余の野鳥の住みかとなっており、一度樹域に入れば都塵を離れた静寂な世界を感じさせる。昭和43年5月に文化庁は天然記念物保存地に指定している。また、「野火止用水」が寺域を囲んでいることでも知られ、今日史蹟として修復され往時を偲ばせてくれる。

さて、この平林寺の縁起（寺歴）によると、元は武藏国騎西郡渋江郷金重村（現在の岩槻市大字金重）に永和元年（1375年）太田備中守柱の創建、開山は鎌倉建長寺住持石室和尚といわれる。天正18年（1590年）戦国争乱による兵火のため堂宇の大半を焼失したが、翌々年天正20年に徳川家康の命により再建された。下って寛文3年（1663年）、川越城主松平伊豆守信綱及びその子輝綱によって現在の地に移され、七堂伽藍が整備されたが、慶応3年（1867年）火災によって本堂庫裡を焼失、明治13年（1880年）10月、同寺18世藍溪和尚によって再建され、現



在に至っている。ちなみに創建以来600余年、現在山主圓応師は数えて22世に当たる。

境内に武藏野の面影を残す

わが国には大和の法隆寺、奈良の東大寺等千年の歴史を有する寺々は全国に数多くあり、中には堂宇の絢爛豪華を誇るものもあるが、この平林寺の佇は一言にして端整、質実・清楚そのもので「禅の心」を具現しているといえる。総門を潜って寺域に入ると山門、仏殿、本堂を軸に仏堂、僧房が左右に点在するという伽藍構成を見る事ができる。

平林寺を訪づれた人々が必ず杖を引くのが松平信綱一族の廟所である。廟所は杉木立の中建ち並ぶ五輪石塔で一際大きく「河越侍従松平伊豆守源信綱、松秋院殿乾徳全梁大居士、寛文2年3月16日（寂）」と深々と刻まれ、隣に夫人



の墓を伴っている。（写真・左）信綱は「智惠伊豆」と呼ばれ、幕政に数々の業績を挙げたことであまねく知られている。信綱は徳川幕府創成期の重鎮であると同時に、川越藩主として民政に尽した治世も亦大きいものがあり、この地に灌がい、生活用水としての野火止用水を玉川上水から分水したことでも有名である。また、松平廟所の近くにこの野火止用水開削工事の総指揮をとった信綱の家臣安松金右衛門の墓がある。大名墓の様式で今を守る如く苔むす台石と共に大切に保存されている。

さらに、この墓所を巡ると豊臣秀吉の五奉行の一人増田長盛の墓が目につき、異色なものでは、武田信玄の長女の墓見性院殿高峯妙顕大姉、天和8年（1622年）とするされた五輪石塔が苔むしその年の経過を物語っている。

なお、寺内奥書院を前に池泉廻遊式の見事な庭園等があると聞くが、残念ながら一般に公開しないとのことであった。（文責・W）

会員団体の動静

保証料引下げのお知らせ

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

◇このたび、お客様各位のご便宜をはかるため、保証料の引下げを、5月16日から実施する運びとなりました。これは、53年12月以来7回目の

改定で、引下げ幅は平均11%強となっております。

(新) (旧)

保証金額	乗数(A)	差引額(B)	乗数	差引額
300万円以下	0.0024	—	0.0026	—
300万円超え1,000万円以下	0.0042	5,400円	0.0045	5,700円
1,000万円超え2,000万円以下	0.0048	11,400円	0.0054	14,700円
2,000万円超え5,000万円以下	0.0053	21,400円	0.006	26,700円
5,000万円超え1億円以下	0.006	56,400円	0.007	76,700円
1億円超	0.0072	176,400円	0.0085	226,700円

* 保証料=前払金額×乗数(A)-差引額(B)

(保証料は100円未満切捨)

(なお、中間前払金の保証料率は現行のとおり、一律0.065%です。)

◇お申込みは、ファクシミリ・郵送でも受け付けております。

ご遠方、お忙しいお客様には、時間と経費が大幅に節約でき、しかも“簡単・便利”と評判な「ファクシミリ申込」をおすすめいたします。

お問い合わせ先 0488-61-8885

FAX 0488-61-6712

の面では厳しい条件が重なっています。

災害は理由の如何を問わず絶対に発生させなければならないものです。条件が厳しくなればなるほど災害防止活動の万全を期する必要があります。

墜落、転落、建設機械、クレーン等、倒壊・崩壊災害の絶滅運動を真剣に進めましょう。また移動式クレーン、土止め支保工の倒壊灾害や感電災害の危険も多くなります。企業のトップから末端労働者まで、全社一丸となって災害防止に努め、ゼロ災害の目標達成に努めて下さい。

県関係部局長との懇談会開く 発注の平準化、事業量の確保等で

(社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、5月11日と16日、建産連合館1階の特別会議室において全役員出席して県関係部局長との懇談会を開いた。目的は昨年12月及び今年2月知事に対し、①関連事業予算の増額確保②発注の平準化と端境期対策③協会会員への優先発注——等の要望陳情に対する各部局長の所見並びに見解を求め、かつ63年度事業の説明を受けることであった。

11日は池田土木部長、飯田住宅都市部長、黒沢公営企業管理者を迎えた。16日は森谷農林部長ほか関係課長が出席した。

陳情に対する県側の見解をとり纏めると、63

“緊急に労働災害防止対策を 真剣に進めよう!!”

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

<死亡激増>

昭和62年1月～5月 10名死亡

昭和63年1月～5月 16名死亡

建設業の労働災害は全国的に増加の傾向にあり、本県の場合は全国平均を上まわる増加率です。そのため、労働大臣及び埼玉労働基準局から防止活動を強化するよう要請がありました。現場は久しぶりに活気を呈していますが、労働者の高令化、技能労働者の不足等労働災害防止

年度事業量は事業種別により多少はあるが概ね前年度を上回るもののが確保された。次の発注の平準化については従来通り努力する。端境期対策もその手段として措置しており、後年度も可能な限り増額確保に努める——など理解ある説明があった。特に会員優先指名については、県内業者育成が県行政の基本であるが、指名に関しては発注する業務に対する能力と実績評価を伴うとして、業者の自助努力と自社のP Rの必要性が指摘された。

委員会活動について

埼玉県道路標識標示業協会

63年度事業総合計画にもとづき、本年度は委員会活動を更に充実したものにするため、労務安全委員会を新設したほか、各委員会のスタッフも増強した。

各委員会の事業計画は、次のとおりです。

1. 事業促進委員会事業計画

ア. 事業目的

行政機関、関係諸団体との連携強化と協会のP R

イ. 事業

a 委員会の開催。

b 行政機関、関係諸団体との懇談会の開催。

c 行政機関、関係諸団体への要望、陳情活動。

d 目的遂行にあたっての適時、適切なそ

他の活動。

2. 企画調査委員会事業計画

ア. 「案内標識設置計画」に基づく、路線の分類と目標地の選定作業

イ. モデル路線の現況調査・検討

ウ. 著名地点・施設等の選定作業

エ. ローマ字の表示方法の統一について

オ. 路面標示補修基準の作成

3. 研修広報委員会事業計画

ア. 研修会の開催

イ. 日刊紙等への広報掲載

ウ. 交通遺児等への寄贈

4. 労務安全委員会事業計画

ア. 労働安全衛生大会の実施

イ. 労働災害防止に伴なう安全指導パトロールの実施

ウ. 労務安全基準及び安全心得の作成

設計料は 2.36 × P

(社)埼玉建築設計監理協会

建設省告示第1206号が昭和54年7月10日に告示されてから、約9年を経過するが、同号第四一(ロ)の間接経費及び間接経费率(注1)について関係各方面の方々の理解が得られていない現状から、今回当協会として具体的な間接経費の内容を示し、広く一般の方々に設計業務への理解を得る為、また会員の事務所での間接経費の実態を把握する為に、会員を対象にアンケート調査を実施した。

当協会としては今後この結果をふまえ、関係各方面への啓蒙を計ってゆく所存であります。皆様のご理解ご協力の程お願い申し上げます。

注1

告示第1206号第四一(ロ)によると、間接経費が直接人件費の1.0倍、すなわち設計料 = 直接人件費 + 間接経費 + 技術料等経費 = 直接人件費 × 2.0倍 + 技術料等経費である。又いわゆる設計料 = 2P ~ 2.5P (P = 直接人件費) の2.0 ~ 2.5(ここでは一応間接経费率とする)という率については、建設省が告示第1206号を告示するに当たり関係方面の実状を調査、研究して得られた値であり、特別の業務以外での設計料の試算式として、この略算式をあげている。

昭和63年度定時総会開催

(社)全国電話設備協会埼玉地方部

当埼玉地方部は、さる5月25日、大宮市ボルドー清水園において昭和63年度定時総会を開催しました。

昭和62年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び昭和63年度事業計画案、収支予算案をはかり全会一致でこれらを決定しました。なお今年度は役員の改選があり次の各氏が選出された。

地方部長 横田 充穂

総務委員長 宮崎 晃

〃委員 宮尾 好喜

財務委員長 小林 道治

財務委員 茶木 一徳
労務委員長 平原 守
〃 委員 森田十五郎
会計監査 片山仁次郎

また、本総会には、関東支部より佐々木茂則
関東支部長（代理 須田三男地方部運営委員長）
が出席され、関東支部、本部の活動概要について
説明があった。そのなかで、保守料金の実態
調査結果及び保守契約案の標準化が行われたこ
とも報告された。

総会終了後、懇談会が開催されNTT側より
埼玉支社長鍋田衛様、副支社長徳善義昌様、他
多数幹部の御列席を頂き、NTTの現況や今後
について語られ、盛会裡に散会した。

技能士の育成で成果

埼玉県内装仕上工事業協同組合

昭和52年埼玉県内装仕上工事業協同組合とし
て法人認可を受け、現在正会員26社、賛助会員
16社にて、昨62年9月に10周年記念事業を無事
執り行いました。

この間、内装専門工事業として、建築物の変
化に対応し、より高度な技術により、より質の
高い施工を行い、お得意様のニーズに適格に応
えるべく、9回にわたる技能検定により、鋼製
下地工事作業132名、ボード仕上工事作業195
名の技能士を誕生させ、現在も続行中でござい
ます。

近年、建築物は外観はもとより、内装におい

てより豊かな生活、作業環境の創出の為、ま
すます多岐にわたって多様化、高度化が求められ
るものと思われます。会員及び賛助会員が密接
な連携のもと、日進月歩限りなく発展する内装
諸資材料を遺憾なく発揮出来るよう、より高度
な施工技術と、より豊富な専門知識を修得し、
その道のプロとして時代の要請に応えて参る所
存です。

埼玉県生コンクリート工業組合 設立にむかって。

関東中央生コンクリート工業組合 埼玉支部

諸般の事情から遅れていた分離独立の準備が、
このほど県内工場の57%を超える新工組加入同
意によりスタートすることになりました。いわ
ば東京、千葉、神奈川、埼玉の事業区域を抱え
る当工組が広域すぎることから各都県別に分離
独立し、より地元に密着した施策運営をはかる
趣旨から始められたものです。

今後、発起人協議の上、設立説明会の開催並
びに関係各方面との事前協議をはかることにな
るわけですが、組合員のシンボルマークの作成
55Rを実施する計画もあり、より多数の加入を
はかりながら8月設立を目指しておりますの
で、各位のご協力ご支援をお願い致します。

全国昇降機等検査協議会連絡 会議開催

(財)埼玉県建築住宅安全協会

この会議は、昇降機及び遊戯施設の定期検査

報告業務を取り扱っている各地域の協（議）会
が、お互いの連絡を密にし、情報を交換し合う
ことによって、それぞれの業務を円滑に遂行す
ることを目的として、各構成団体持ち回りで開
催しているもので、26回目の今回は、本会が当
番県として、去る5月12日（木）午後2時から、
オープン間もない“ソニック・シティ”で開催
しました。

当日は、朝から雨が降り続く相憎の天気の中、
33名の方のご出席を頂き、安藤理事長並びに佐
藤副理事長を議長団として、①(財)北海道建築
指導センターの新規加入承認、②各協（議）会情
報交換等について、予定時間まで活発な意見
交換となりました。



昭和63年度通常総会開かれる

事務局設置を含む新事業計画・収支予算を満場一致で可決！

全国建産連は6月6日、東京・霞が関ビル33階の東海大学校友会館「朝日の間」を会場に、昭和63年度通常総会を開催、昭和62年度事業報告及び収支決算、昭和63年度事業計画及び収支予算の各案をいずれも原案どおり可決承認した後、副会長1人についての補欠選任を行い、さらに建設省大臣官房真嶋審議官の特別講話を聴いて閉会した。

議事経過のあらまし

午後2時開会、小崎副会長（京都府建産連会長）の開会のことばに次いで斎藤会長（埼玉県建産連会長）が挨拶に立ち、「当面の建設需要はやゝ明るい展望にあるが、先行きは依然として不透明で、しかも技能工不足や建設市場国際化への対応、さらには元請、下請関係の合理化など、建産連がなすべき課題は少なくなく、これからも一層組織力を強化して立ち向う必要がある。また、発言力の強化のため、全国建産連の法人化は永年の念願であったが、発足8年目にしてようやくその正念場を迎えた。この法人化のためにはなんとしても前提となる事務局設置が必要である」等を挙げ、本総会に臨む姿勢を述べるとともに議事に対する協力を呼びかけた。

次に、来賓として臨席された建設省の望月建設経済局長は、その祝辞のなかで「今年度の建

設投資額は63兆5,600億円が見込まれているが、この施工の担い手は一つに建設産業に携わる皆様である。しかし技能労働者不足や外国企業の国内参入など、抱える問題は山積している。そこで建産連は、関連業種の縦断的、横断的な連携と組織力を一層強力なものとして、これらの問題に積極的に対応してほしい」との要請がなされた。

次いで、斎藤会長を議長に議事が進められ、まず、第1号議案・昭和62年度事業報告及び第2号議案・同年度収支決算を一括上程、事務局説明の後、監事代表の二宮監事（静岡県建設産業会議所副会頭）から、監査の結果、会計処理等はいずれも適正である旨の監査報告が行われ、一括採決の結果、両議案は原案のとおり可決承認された。

次に、第3号議案・昭和63年度事業計画案及び第4号議案・同年度収支予算案を一括上程、事務局説明の後特に質疑の発言はなく、一括採

決の結果、両議案とも原案のとおり可決承認された。なお、昭和63年度事業計画に盛られた事業項目の中で、最も画期的といえるものは、7月1日を期して独立した事務局を東京都内に開設して常勤職員2人を配置し、これを契機により積極的に事業、活動を展開、法人化へ向けて大きく前進しようとするものであり、また収支予算はそれらの事業に応じて必要経費を計上、特に事業拡大に見合う収入財源は、自主財源としての会費増額及び助成金としての振興策助成金について大幅な増額を図った点である。

次いで、追加提案の形で第5号議案・役員の補欠選任を議題とし、6人制副会長の1人、後藤副会長（大分県建産連会長）の辞任に伴う後任副会長として、佐賀県建産連会長の松尾氏を選任した。

また、以上の議案審議終了後、建設省大臣官房の真島審議官を講師に招き、「これから建設産業政策の課題」と題する特別講話を聴講、総会に一段と華を添え、午後4時10分、望月副会長（岩手県建産連会長）の閉会のことばで、意義深い総会の幕を閉じた。

なお、午後4時30分からは、同館「望星の間」に会場を移し、増岡、杏掛、永田の各参議院議員をはじめ、建設省幹部職員、関係団体の代表者等、数多くの来賓を交えた懇親パーティーを開催、終始なごやかな雰囲気の中で親交を深め合った。

- 3月24日 全国建設産業団体連絡協議会昭和63年度会長会議開催について建設省、振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 3月28日 広報委員会
建産連ニュース第36号の発行、建産連ニュース企画記事、昭和63年度広報事業の構想等について協議。
- 3月30日 都市再開発特別委員会
基調講話「都市再開発事例と具体化のノウハウ」
講 師 曽根伸穂氏
意見交換 出席者 都市再開発特別委員会委員16名
- 3月31日 全国建設産業団体連絡協議会昭和63年度決算等について振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 4月 5日 埼玉中央生コン会館竣工披露宴に斎藤会長出席。
- 4月 6日 全国建設産業団体連絡協議会賛助会員会費増額依頼のため斎藤会長、加藤事務局長が東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、建設業退職金共済組合を訪問。
- 4月 8日 ソニックシティ落成式典に斎藤会長出席。
埼玉県緑化推進協議会に加藤事務局長出席。
- 4月11日 パレスホテル大宮開業披露宴に長島専務理事出席。
- 4月12日 全国建設産業団体連絡協議会昭和63年度総会開催準備等について建設省建設業課長、振興基金との打合せに斎藤会長、加藤事務局長出席。
- 4月13日 全国建設産業団体連絡協議会昭和63年度総会開催準備等について建設省建設業課係長、振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 4月21日 さいたまユーアンドアイプラン推進委員会主催「国際フォーラム」に斎藤会長出席。
- 4月22日 監事による監査
昭和62年度事業、収支決算及び財産管理について、監事による監査を執行。
- 4月25日 全国建設産業団体連絡協議会事務局整備方策等について建設省、振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 4月27日 正副会長会議
昭和63年度通常総会次第、付議事項、役員人事、総会招待者等について理事会開催に先立ち協議。
理 事 会
昭和63年度通常総会次第、付議事項、役員人事、総会招待者等について協議。
- 4月28日 全国建設産業団体連絡協議会事務局整備方策等について建設省、振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 5月 9日 広報委員会
建産連ニュース第37号の編集案、ポスター・絵画コンクールの開催等について協議。
- 5月12日 さいたまユーアンドアイプラン推進委員会に斎藤会長出席。
全国建設産業団体連絡協議会事務局整備方策等について建設省、振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 5月13日 (社)埼玉県建築士事務所協会通常総会に長島専務理事出席。
- 5月16日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会に斎藤会長出席。
- 5月17日 ヘルシー埼玉県民会議理事会に加藤事務局長出席。
(財)埼玉県建築住宅安全協会理事会に加藤事務局長出席。
- 5月19日 全国建設産業団体連絡協議会正副会長会議
斎藤会長、長島専務理事、加藤事務局長、森主任出席。
- 5月20日 (社)埼玉県空調衛生設備協会通常総会に加藤事務局長出席。
埼玉県電気工事工業組合通常総会に加藤事務局長出席。
(社)埼玉県空調衛生設備協会通常総会に加藤事務局長出席。
- 5月23日 通常総会
昭和63年度第9回通常総会を建産連会館センター2階第1会議室において開催し、昭和62年度事業報告、一般・特別両会計収支決算並びに昭和63年度事業計画、一般・特別両会計収支予

算、定款の一部変更を承認議決、続いて役員の改選を行った。

- 5月24日 (社)埼玉県電業協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月25日 (社)埼玉県測量設計業協会通常総会に斎藤会長、加藤事務局長出席。
- 5月26日 (社)埼玉建築設計監理協会通常総会に加藤事務局長出席。
- 5月27日 (社)埼玉建築士会通常総会斎藤会長出席。
- 5月28日 埼玉県総合建設業協同組合通常総会に斎藤会長出席。
- 5月29日 さいたま博覧会閉会式に斎藤会長出席。
- 5月30日 全国建設産業団体連絡協議会通常総会開催等について振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 6月 3日 全国建設産業団体連絡協議会通常総会開催、事務局整備等について振興基金との打合せに加藤事務局長出席。
- 6月 6日 全国建設産業団体連絡協議会通常総会
東京霞ヶ関ビル東海大学校友会館において昭和63年度通常総会が開催され、昭和62年度事業報告、収支決算、昭和63年度事業計画、収支予算、役員の補欠選任等について審議し、いずれも承認議決された。また、建設省真嶋審議官の特別講話を聴講した。
- 6月 9日 全国建設産業団体連絡協議会事務局整備について建設省、振興基金へ協力方要請した。斎藤会長、加藤事務局長出席。



▲
大宮市立大砂土中学校
3年生 小暮 純子



白岡町立大山小学校
5年生 進藤由美子▶

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 積田鉄治	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林省吾	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本孔志	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート圧送 事業協同組合	理事長 野口勇雄	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 鈴木武信	"	"	0488 61-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺健市	"	"	0488 66-1775	埼玉県下水道施設 維持管理協会	会長 沢田広	大宮市三橋2-402	330	0486 44-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山清	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 深井進	上尾市上野57-1	362	0487 81-2590
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉康次	与野市下落合 4-14-11	338	0488 55-4111	財)埼玉県建築住宅 安全協会	理事長 安藤晃	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 65-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 榎本義男	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 66-4381	埼玉県内装仕上工事業 協同組合	理事長 神保吉良	戸田市喜沢1-18-7	335	0484 41-4331
埼玉県建設大工工事業協会	会長 後藤喜平	"	"	0488 62-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸清二	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築土会	会長 小川清	"	"	0488 61-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県建築士 事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤裕	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 横田充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	0486 42-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 田貝博	浦和市別所3-32-1	336	0488 62-8221
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 滝沢豊	"	"	0488 66-4061	関東中央生コンクリート 工業組合埼玉支部	支部長 田中瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	0488 85-8621
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水茂三	"	"	0488 62-2542	埼玉県外構施設業協会	会長 神沢英夫	川越市砂新田3-5-9	356	0492 45-3743

建産連ニュース 第37号

昭和63年 7月15日印刷発行

編集社団 **埼玉県建設産業団体連合会**
発行法人

郵便番号 336
浦和市鹿手袋597番地
電話 (66) 4301

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月